

応援します！あなたの子育て

# 子育て ガイドブック



パソコンやスマートフォンからも  
ご覧いただけます。

 中央区  
〈令和8年4月版〉



# 子育てガイドブック

子育てサポート一覧	2
区の情報にアクセス 情報ツール	4
親子で遊べる公園	6
子どもが楽しめるイベント	7
困ったときの相談窓口	8
子どもの権利を守ろう	12

## 妊娠したら

妊娠届・母子健康手帳の交付	13
「あのねママ・パパメール」	13
妊婦健康診査・産婦健康診査	14
妊婦面談	14
出産支援祝品(タクシー利用券)	15
妊産婦用江戸バス無料乗車券	15
入院助産	15
虹のサービス(区民どうしのたすけあい家事サポート)	16
育児支援ヘルパーの派遣	16
産前産後期間相当分の国民健康保険料を軽減します	16
産前産後期間は国民年金保険料が免除になります	17
生活福祉資金(出産のための費用)の貸付	17
プレママ教室(母親学級)・パパママ教室(両親学級)	17
禁煙外来医療費助成	18
産後ケア事業	18
妊娠高血圧症候群等の医療費助成	19
流産・死産等を経験された方へ	19
ようこそ“プレママクッキング教室”へ	20

## 赤ちゃんが生まれたら

出生届	21
新生児訪問	21
出産育児一時金の支給	21
子ども医療費助成	22
子どもの病気への医療費助成	22
児童手当	23
新生児誕生祝品(区内共通買物・食事券)	23
こころの相談	23
働く女性・男性のための、出産・育児に関する制度	24

## 健康に育つために

乳幼児健診	25
妊婦と子どもの定期予防接種	26
予防接種の注意点	27
任意予防接種の費用助成	27

予防接種スケジュールの情報提供	27
歯の健康相談	28
CHUOCITY 歯っぴー大作戦	29
離乳食講習会	30
子どものための健康教室	30
栄養相談(子どもの食事アドバイス)	30
ご存じですか?食育ガイド	31
すくすく健康相談(乳幼児健康相談)	32
子育て支援講習会	32
アレルギー講演会	32
アレルギー専門相談	32
ぜん息児水泳教室	33
ぜん息児運動教室	33
東京都大気汚染医療費助成	33
子ども発達支援センター ゆりのき	34
中央区育ちのサポートシステム	35

## 子育て支援サービス

子ども家庭支援センター「きらら中央」	36
子どもと子育て家庭の総合相談	37
一時預かり保育	37
トワイライトステイ	38
子どもショートステイ	38
病児・病後児保育	39
育児支援ヘルパーの派遣	39
緊急一時保育援助事業	39
ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援・緊急対応枠)	40
こども誰でも通園制度	40
子育て交流サロン「あかちゃん天国」	41
乳幼児クラブ(児童館)	41
ファミリー・サポート・センター	41
未就学児の遊び場「すきっぷ」	42
親子で親しむ浜離宮	42
養育家庭制度	43
妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付	43
赤ちゃんファースト	44
バースデーサポート	44
018サポート	44

## 障害のある子ども・家庭への支援

特別児童扶養手当	45
児童育成手当(障害手当)	45
障害児福祉手当	46



東京都重度心身障害者手当	46
心身障害者福祉手当	47
重度障害者紙おむつの支給	47
障害児通所支援	48
自立支援給付	48

### ひとり親家庭の子育て支援サービス

児童扶養手当	49
児童育成手当	49
ひとり親家庭等医療費助成	50
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	50
ひとり親家庭休養ホーム	51
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	51
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	51
母子生活支援施設	52
ひとり親世帯への住宅支援	52
ひとり親家庭日帰りバス研修	52
東京都母子及び父子福祉資金貸付	53
養育費確保支援事業	53

### 子育て情報のページ

子育てのヒントがいっぱいです	54
親子で楽しめるサークルの情報	54
託児付き講座の情報	55
図書館からのご案内	55
子ども読書手帳のご案内	57
赤ちゃん・ふらっと	58
子どもへの虐待をなくそう!	58
ヤングケアラーへの支援	59

### 保育園・幼稚園

保育・教育にかかる無償化・補助の制度について	60
子どもをあずける	62
教育・保育給付認定	62
保育園・幼稚園等のご案内	63
区立幼稚園のご案内	64
多様な集団活動等利用支援事業	64

### 就学・子どもの居場所づくり

就学時健康診断	65
小学校・中学校のご案内	65

就学援助・就学奨励制度	65
子どもの居場所「プレディ」	66
学童クラブ	66
児童館	67
子どもの学習・生活支援事業	67

### ひとりで悩まないで

民生・児童委員、主任児童委員	68
----------------	----

### いざというときに備えて

子どもを守るための防災対策	69
子どもに起こりやすい事故とその予防・対処法	71
SIDSから赤ちゃんを守ろう!	71
交通安全について	72
安全な製品を選び、 取扱説明書をよく読んで使用しましょう	73

### 地域情報ガイド

施設ガイドマップ 京橋地区	74
施設ガイドマップ 日本橋地区	76
施設ガイドマップ 月島地区	78
子どものふるさとをつくろう!	80

### お医者さん情報

病院・診療所・歯科診療所	81
土曜・休日などの診療	82
こどもの症状 受診の日安ナビ	83

### 施設案内

● 区役所・各特別出張所	84
● 保健所・各保健センター	85
● きらら中央・社会福祉協議会	86

### オンライン申請

● 中央区オンライン手続きポータル 混雑状況発信・当日順番予約サービス 各種申請	87
--	----





# 区の情報にアクセス

# 情報 ツール

区では、子育て情報をはじめとして、様々な情報を、公式ホームページや SNS など発信しています。

## 健康

妊婦健診、乳幼児健診  
予防接種、産後ケアなどの情報

## 届出

妊娠届、出生届  
赤ちゃん訪問連絡はがき  
などの情報

## 病院・救急

妊娠出産・子育てに関する  
病院と救急連絡の情報



## 相談する

妊娠出産・子育てに関する相談先の情報  
(一部オンライン相談もできます。)

## おかね

出産育児一時金、子ども医療費助成、  
児童手当、ひとり親手当などの情報

是非ご活用ください!

福祉保健部子ども子育て支援課子ども子育て支援係

☎ 03-3546-5444

<https://chuo-city.mamafre.jp/>

## あずける

保育園や幼稚園の入園、  
一時預かり(一時保育)  
病児・病後児保育などの情報

## 学ぶ・出かける

パパママ教室、  
子育て交流サロン「あかちゃん天国」  
子ども家庭支援センター「きらら中央」  
などの情報



## 区公式ホームページ

区の情報をもつ8つの大分類「暮らし・手続き」「防災・安全」「健康・医療・福祉」「子育て・教育」「文化・観光・スポーツ」「まちづくり・環境」「しごと・産業」「区政情報」に分類して掲載しています。



## 広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」

毎月1日、15日発行(年24回)発行



子育てに関する手続きやイベント情報なども紹介しています。区公式ホームページで公開している他、希望者への個別配送も行っています。



## 区公式 SNS

区からの最新のお知らせなどを配信しています。LINE では「子育て・教育」、「防犯・不審者」などの中から、受け取りたい情報を選ぶことができます。  
また、Instagram では、風景やイベントの様子など区の魅力を発信しています。



### 区公式 X



### 区公式 Facebook



### 区公式 LINE



### 区公式 Instagram



## 動画広報

区からのお知らせや地域の催し・活動、観光・みどころや産業など、区内の話題を映像を通しわかりやすく発信しています。

### 区公式 YouTube チャンネル



## ラジオ広報

区からのお知らせや地域の催しなどの情報の他、区内の皆さんの声などをお届けしています。(ラジオ広報(一部)は区公式 YouTube チャンネルからご視聴いただけます。)



### ケーブルテレビの放映



# 親子で遊べる公園

各地域のおすすめの公園をご案内します。



各地域の公園一覧は  
こちらから確認できます。

## 京橋地域

### ●越前堀児童公園



コンクリート製の造形遊具やキャッチボール場がある。毎年夏じゃぶじゃぶ池を開催している。

所在地：新川 1-12-1

### ●あかつき公園



明るく開放的なメタセコイアの林と噴水広場が特徴。ローラーすべり台や冒険広場がある。

所在地：築地 7-19-1

### ●築地川公園



樹木や水景施設により四季折々の変化が感じられる公園。複合遊具や多目的広場がある。

所在地：明石町 10-2

## 日本橋地域

### ●浜町公園



区立公園で最大の広さを持つ。遊具や芝生広場、体育施設がある。隅田川に面し、水辺の景色を楽しめる。

※浜町公園は、日本橋中学校仮校舎で使用しているため、一部エリアのご利用ができません。

所在地：日本橋浜町 2-59-1

### ●蛸殻町公園



小学校の校庭と一体になった公園。土塀風の趣きのある壁が特徴。池や複合遊具がある。

所在地：日本橋蛸殻町 2-10-6



## 月島地域

### ●豊海運動公園



複合遊具やすべり台などの遊具の他、多目的広場（天然芝）がある。朝潮運河に面し、レインボーブリッジと東京湾が臨める。

所在地：豊海町 3-19

### ●黎明橋公園



複合遊具や広々とした芝生広場、キャッチボール場がある。レクリエーションや憩いの場として利用できる。

所在地：晴海 3-1-6



# 子どもが楽しめるイベント



区ホームページではカレンダーでイベント情報を発信中です。

季節ごとににぎわうイベントが盛りだくさん

8月

## 中央区大江戸まつり 盆おどり大会



中央区音頭「これがお江戸の盆ダンス」をはじめとする盆踊りを中心に、縁日コーナーではかき氷などの飲食物の販売や各種子ども向けゲームを実施しています。

開催日：8月下旬  
場 所：区立浜町公園

10月

## 中央区子ども フェスティバル



さまざまな児童文化活動やレクリエーションなどを通じて、異なる年齢や他の地域の子どもたちと触れ合い、互いに知り合うことができます。

開催日：10月  
場 所：区立浜町公園、区立浜町運動場、区立総合スポーツセンター

11月

## 中央区晴海まつり



地域の多くの方の協力を得て縁日コーナーやステージイベントといった、さまざまな世代が楽しめるイベントを実施しています。

開催日：11月  
場 所：晴海地域交流センター  
「はるみらい」  
晴海ふ頭公園

1月

## 新年こども 羽根つき大会



区立小学校が参加し、伝統的な遊びの羽根突きをスポーツ化し、独自のルールにより実施しています。

開催日：1月  
場 所：区立総合スポーツセンター

2月

## 中央区雪まつり



友好都市である山形県東根市から雪の提供を受けて隔年で実施しています。雪遊びやソリ滑り、味コーナーや歌のイベントなど内容も盛りだくさんです。

開催日：2月上旬（隔年）  
場 所：区立あかつき公園

## ほかにも様々なイベントを開催！

### ●児童館



▼児童館まつり  
5月の児童福祉週間にちなみ、区内3地域で実施。様々なゲームや楽しいイベントが体験できます。

### ●図書館



◀おはなし会  
絵本などの読み聞かせを、毎週、各図書館で実施しています。

### ●子ども家庭支援センター 「きらら中央」勝どき分室

季節を感じる自然遊びの講座など楽しいイベントを定期的実施しています。



＼ 困ったときの /

# 相談窓口



## オンライン相談



子育てやさまざまな相談をお受けしています。  
不安や悩み等ございましたら、いつでもお気軽にご相談ください。

**オンライン** 印の相談については、お持ちのパソコンやスマートフォンなどを用いたオンラインでの相談を受け付けています。

### 子どもと子育て家庭の総合相談



<https://logoform.jp/form/CxKB/364806>

### ひとり親家庭相談・女性相談・家庭相談





<https://logoform.jp/form/CxKB/311396>



## 子育てについての相談



<b>子どもと子育て家庭の総合相談</b> <b>オンライン</b>	子ども家庭支援センター「きらら中央」 ☎(3542)6322 毎日 午前9時～午後5時(祝日・年末年始は休み) P37参照
<b>児童虐待情報専用電話</b> <b>「子どもほっとライン」</b>	子ども家庭支援センター「きらら中央」 ☎(3542)6328 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 P59参照
<b>教育相談</b> お子さんの教育で困ったときは	<b>教育センター</b> ・来所相談(要予約) ☎(3545)9200 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時 ・電話相談、子ども電話相談 ☎(3545)9203 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時 
<b>就学相談</b> お子さんの発達課題に応じた就学先の相談について	<b>教育センター</b> ☎(3546)5632 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 



<b>こどもの発達相談</b> お子さんの発達が心配なときは	子ども発達支援センター ゆりのき 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(要予約)	☎(3545)9844
<b>児童相談センター</b> よいこに電話相談 18歳未満のお子さんに関するあらゆる相談 (子どもの養育・しつけ・発達など)	東京都児童相談センター 月曜日～金曜日 午前9時～午後9時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時 (12月29日から1月3日を除く)	☎(3366)4152
<b>児童相談所全国共通ダイヤル</b>		☎189
<b>不登校・いじめ・進級など          学校教育や家庭教育の相談</b>	東京都教育相談センター ・電話相談 月曜日～金曜日 午前9時～午後9時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時(年末年始を除く) *東京都いじめ相談ホットライン 0120-53-8288 24時間対応	☎(3360)8008
<b>警視庁ヤング・テレホン・コーナー</b> 子どもの非行・いじめなどについて	警視庁少年相談室(24時間対応) 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(専門の担当者対応) 夜間、土・日曜日、祝日(宿直の警察官対応)	☎(3580)4970



## 健康・育児についての相談



<b>こころの相談</b> (要予約)	中央区保健所健康推進課健康係 日本橋保健センター健康係 月島保健センター健康係 晴海保健センター健康係	☎(3541)5963 ☎(3661)5071 ☎(5560)0765 ☎(6381)2972
<b>すくすく健康相談(乳幼児健康相談)</b> (要予約)	中央区保健所健康推進課健康係 日本橋保健センター健康係 月島保健センター健康係 晴海保健センター健康係	☎(3541)5930 ☎(3661)5071 ☎(5560)0765 ☎(6381)2972
<b>乳幼児アレルギー専門相談</b> (要予約)	日本橋保健センター健康係 月島保健センター健康係 晴海保健センター健康係 年6回午前9時～午前11時	☎(3661)5071 ☎(5560)0765 ☎(6381)2972
<b>栄養相談</b> 食生活全般について (要予約)	中央区保健所健康推進課健康係 日本橋保健センター健康係 月島保健センター健康係 晴海保健センター健康係	☎(3541)4260 ☎(3661)5071 ☎(5560)0765 ☎(6381)2972
<b>子どもの歯の健康相談</b> (要予約)	中央区保健所健康推進課健康係 日本橋保健センター健康係 月島保健センター健康係 晴海保健センター健康係	☎(3541)5930 ☎(3661)5071 ☎(5560)0765 ☎(6381)2972

<p><b>保育園入園相談</b></p>	<p>福祉保健部保育課保育入園係 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時</p> <p>保育園入園出張相談(要予約) 実施場所：日本橋・月島・晴海特別出張所 子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室 中央区保健所・日本橋保健センター</p> <p>日程・予約については区HPを確認してください。 保育課保育入園係 ☎(3546)5227・5387・9587</p> 
<p><b>夜間休日の電話相談</b> 「子供の健康相談室(小児救急相談)」</p>	<p>東京都「子供の健康相談室」 ☎(5285)8898 月曜日～金曜日 午後6時～翌朝8時 土・日曜日、休日、年末年始 午前8時～翌朝8時</p>
<p><b>TOKYO 子育て情報サービス</b> 妊娠中の不安や子育てについての情報提供サービス 「子育てベビーガイド」 「子どもの事故防止・応急手当ガイド」</p>	<p><a href="https://www.fukushi.metro.tokyo.jp/kodomo/kosodate/info_service/index.html">https://www.fukushi.metro.tokyo.jp/kodomo/kosodate/info_service/index.html</a></p> <p><b>【TOKYO 子育て情報サービス】</b></p> 

 **健康・育児についての相談**



<p><b>ひとり親家庭相談・女性相談・家庭相談</b> <b>オンライン</b></p>	<p>福祉保健部子ども子育て支援課相談支援担当係長付 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 ☎(6278)8421</p>
<p><b>「ブーケ21」女性相談</b></p>	<p>男女平等センター「ブーケ21」 ・面談・電話相談(要予約) ☎(5543)0653 託児付 毎月第1・5水曜日・第4火曜日 午前10時～午後4時 毎月第2火曜日・第3水曜日 午後3時30分～午後8時30分</p> <p>・電話相談(予約不要) ☎(5543)0653 毎週月曜日 午前10時～午後4時 (祝日・休日及び年末年始を除く)</p> 
<p><b>男性電話相談</b></p>	<p>男女平等センター「ブーケ21」 ☎(3495)7770 電話相談(予約不要) 毎月第1・3水曜日 午後3時～午後8時 (年末年始を除く)</p> 
<p><b>SNS相談(チャット相談)</b> 性別や年齢を問わず、誰でも気軽に文字で相談できます。</p>	<p>男女平等センター「ブーケ21」 月曜日～土曜日 午後7時～午後9時 (年末年始を除く)</p> 

<p><b>ふくしの総合相談</b> 福祉の困りごと全般や生活困窮に関する相談</p>	<p>京橋ふくしの総合相談窓口 ☎(3546)5303 月島ふくしの総合相談窓口 ☎(5859)5731 【共通】月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 日本橋ふくしの総合相談窓口(令和8年7月開設予定)</p> 
<p><b>区民相談</b></p>	<p>まごころステーション ☎(3546)0561 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 (休日および年末年始を除く)</p> 
<p><b>法律相談</b></p>	<p>区民相談室 ☎(3546)9590(要予約) 毎週金曜日 午後1時～午後4時 日本橋特別出張所 毎月第2・4水曜日 午後1時～午後4時 月島特別出張所 毎月第1・3月曜日 午後1時～午後4時 晴海特別出張所 毎月第3木曜日 午後1時～午後4時 ※各出張所(日本橋・月島・晴海)の相談日が休日に当たる場合は、別の日に振り替えます。</p> 
<p><b>人権擁護相談</b> 不当な差別やいじめなど人権の侵害を受けた人たちのために、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が相談に応じます。</p>	<p>区民相談室 ☎(3546)9590(予約不要) 毎月第3木曜日 午後1時～午後4時 (休日を除く) 法務省みんなの人権110番 ☎0570-003-110 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (休日および年末年始を除く) 法務省インターネット人権相談 【法務省インターネット人権相談】</p> 
<p><b>赤ちゃんを亡くされたご家族のための電話相談</b> SIDS(乳幼児突然死症候群)などでお子さんを亡くされたご家族のために</p>	<p>東京都福祉局 ☎(5320)4388 毎週金曜日 午前10時～午後4時 (休日及び年末年始を除く)</p>
<p><b>中央区配偶者暴力相談支援センター</b> 配偶者等からの暴力被害に関する相談</p>	<p>中央区配偶者暴力相談支援センター ☎(6264)7412 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時</p>



# 子どもの権利を守ろう

日本は1994年にこの条約に入りました

1989年に開かれた“国連総会”で、参加するすべての国の賛成によって誕生した「子どもの権利条約」。  
全部で54条でできているこの条約では、子どもがもつ権利について具体的に決められています。

## 子どものもつ4つの権利

### 生きる権利



- 住む場所や食べ物があること
- 病気やけがをしたら治療を受けられること

### 育つ権利



- 教育を受けたり遊んだりできること
- もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

### 守られる権利

- あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること
- 紛争に巻き込まれず、難民になったら保護されること



### 参加する権利



- 自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできること

## 「こども基本法」と「中央区こども計画」

すべての子どもや若者が、健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる『こどもまんなか社会』をつくっていくため、2023年にできた法律が「こども基本法」です。



「こども基本法」をもとに、子どもや若者に対する取組を中央区が総合的に進めるためにつくった計画として「中央区こども計画」があります。

子どもの権利に関するリーフレットも作成しています。



### ○子どもの人権に関する相談は

#### ★東京法務局人権擁護部

「こどもの人権 110 番」  
☎0120 (007) 110  
月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

#### ★東京弁護士会

「子どもの人権 110 番」  
☎(3503) 0110  
月～金曜日 午後1時30分～午後4時30分  
午後5時～午後8時  
土曜日 午後1時～午後4時

#### ★東京都児童相談センター

「子供の権利擁護専門相談事業」  
☎0120 (874) 374  
月～金曜日 午前9時～午後9時  
土・日・祝日 午前9時～午後5時 (年末年始を除く。)

#### ★子ども家庭支援センター「きらら中央」

「子どもと子育て家庭の総合相談」  
☎(3542) 6322  
毎日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く。)



# 妊娠したら

## 妊娠届・母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、保健所・保健センター、区役所、特別出張所窓口で、妊娠届出書を提出してください。その場で、『母と子の保健バッグ』をお渡しします。

この中には母子健康手帳、妊婦健康診査受診票、新生児聴覚検査受診票、赤ちゃん訪問連絡はがき、プレママ教室(母親学級)のお知らせなどが入っています。早い時期にひととおり目を通しておきましょう。

### 【妊娠・出産に関する相談窓口のご案内】

妊娠をして、とまどいや不安な気持ちがあるかもしれません。中央区では相談支援の母子保健コーディネーター(助産師等)と保健師がいますので、お住まいの地区を担当する保健所または保健センターへご相談ください。

### 問合せ先

中央区保健所健康推進課健康係	☎(3541)5930
日本橋保健センター健康係	☎(3661)5071
月島保健センター健康係	☎(5560)0765
晴海保健センター健康係	☎(6381)2972

### ◎交付場所

中央区保健所健康推進課健康係	☎(3541)5930
日本橋保健センター健康係	☎(3661)5071
月島保健センター健康係	☎(5560)0765
晴海保健センター健康係	☎(6381)2972
区民生活課住民記録係	☎(3546)5320
日本橋特別出張所区民係	☎(3666)4253
月島特別出張所区民係	☎(3531)1153
晴海特別出張所区民係	☎(3520)8096



【妊娠届・母子健康手帳の交付】

## 「あのねママ・パパメール」

妊婦さんから3歳までのお子さんをお持ちのママ・パパに対して、妊娠週数や乳児の月齢に応じたママのからだのこと、赤ちゃんの成長の様子、子育てアドバイス、区の母子事業情報などを配信するメールです。次の3種類のメールがあります。

### ①あのねママメール(マタニティ)

産前・女性向け

内容：胎児の成長の様子、ママへのアドバイス(妊娠週数に応じたからだのことなど)、区保健師からのメッセージ、区母子事業の案内など

### ②あのねパパメール

産前・男性向け

内容：胎児の成長の様子、パパへのアドバイス、区保健師からのメッセージ、区母子事業の案内など

### ③あのねママ・パパメール(育児)

産後の家族向け

内容：赤ちゃんの成長の様子、子育てのアドバイス、区保健師からのメッセージ、区母子事業の案内など

### ◎登録方法

「あのねママ・パパメール」は【ちゅうおう子育てナビアプリ】から登録できます。トップ画面のメニューで利用サービスを選択してください。

また、トップ画面からはお子さんにあわせた予防接種スケジュールを自動作成してくれる「かんたん予防接種スケジュール」もご利用いただけます。

### ◎費用

登録・利用は無料(通信費は自己負担)

### 問合せ先

中央区保健所健康推進課健康係	☎(3541)5930
----------------	-------------



【あのねママ・パパメール】



【ちゅうおう子育てナビアプリ】  
<https://chuo.city-hc.jp>



## 妊婦健康診査・産婦健康診査

### ◎妊婦健康診査

丈夫な赤ちゃんを産むためには、母体の健康を保つことが大切です。妊娠中の定期的な健康診査は、下記の表を参考にして受診しましょう。

定期的な健康診査のうち、都内委託医療機関等において公費で受けられる制度を実施しています。『母子の保健バッグ』の中の「妊婦健康診査受診票」を都内委託医療機関等に提出して受診してください。

#### 理想的な妊娠中の健康診査の回数

- 1 妊娠満23週までは、4週間に1回
- 2 妊娠満24週～35週までは、2週間に1回
- 3 妊娠満36週以降分娩までは、1週間に1回

### ◎産婦健康診査(令和8年10月から開始予定)

産後間もない時期は精神的にも不安定になりやすいことから、産婦さんのところとからだの健康状態を確認し、出産後の切れ目ない支援を行うため、令和8年10月(予定)から産婦健康診査の費用の一部を助成する制度を実施します。おおむね産後2週間と産後1カ月頃に『母子の保健バッグ』の中の「産婦健康診査受診票」を都内委託医療機関等に提出して受診してください。

なお、令和8年9月以前に受診する方は対象となりませんので、ご注意ください。

### ◎里帰り等により都外の医療機関等で受診した場合

妊婦健康診査・産婦健康診査のいずれの場合も里帰り等助成制度があります。詳しくは、区のホームページをご覧ください。

※産婦健康診査は、里帰り等助成の場合も令和8年9月以前に受診する方は対象となりませんので、ご注意ください。

#### 問合せ先

中央区保健所健康推進課健康係	☎(3541)5930
日本橋保健センター健康係	☎(3661)5071
月島保健センター健康係	☎(5560)0765
晴海保健センター健康係	☎(6381)2972

## COLUMN

### 産前・産後の歯科健診を受けましょう

妊娠中や出産後は食生活や生活環境が変化し、むし歯や歯周病にかかりやすくなります。

ぜひ歯科健診を受けましょう。

詳しくは28ページ「歯の健康相談」をご覧ください。



【妊婦健康診査・産婦健康診査】



【里帰り等助成制度】



## 妊婦面談

安心して出産を迎えていただけるよう、妊娠届出以降に母子保健コーディネーター(助産師等)が面談を行います。下記の二次元コード「ちゅうおう子育てナビアプリ」内の妊婦面談予約システムより、住所地管轄の保健所・保健センターに予約をしてください。

また、妊婦面談を受けていただいた方は「妊婦のための支援給付(1回目の支給)」を申請できます。

#### 問合せ先

中央区保健所健康推進課健康係	☎(3541)5930
日本橋保健センター健康係	☎(3661)5071
月島保健センター健康係	☎(5560)0765
晴海保健センター健康係	☎(6381)2972



【ちゅうおう子育てナビアプリ】



【妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付】



## 出産支援祝品(タクシー利用券)

妊婦さんに対して、産婦人科への通院などの経済的・身体的な負担を軽減し、健やかな出産に寄与するために、タクシー利用券(1万2千円分)をお贈りしています。また、多胎児を妊娠された方に対しては、2万4千円分をお贈りします。

### ◎対象者

区内在住で、母子健康手帳などにより妊娠を確認できる方

### 問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課子育て給付係

☎(3546)5350・5351



【出産支援祝品】



## 妊産婦用江戸バス無料乗車券

妊婦さんの通院、乳幼児健診、日常生活や親子で外出する際などに使用していただくため、コミュニティバス(江戸バス)の無料乗車券を交付しています。

### ◎対象者

- ・区内に在住の妊婦  
(母子健康手帳の交付を受けた方)
  - ・区内に在住の対象乳幼児を養育している方
- ※「対象乳幼児」とは、2歳到達月の末日までのお子さんをいいます。

### 問合せ先

中央区保健所健康推進課給付係

☎(3541)5930



【江戸バス無料乗車券】



## 入院助産

出産にあたって保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由により病院又は助産所に入院できない妊産婦の方を対象に、出産費用を助成します。

ただし、所得制限、費用の一部本人負担があります。詳しくはお問い合わせください。

### ◎要件

助産施設として指定されている病院等に入院することが必要です。

必ず事前にご相談ください。

### 問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課相談支援担当係長付

☎(6278)8421



【入院助産】





## 虹のサービス(区民どうしのたすけあい家事サポート)

産前産後で家事援助などを必要としている方に、地域にお住まいの協力会員が家事などのお手伝いをするたすけあい活動です。

### ◎対象となる家庭

区内在住で次のいずれかに該当する方

- ・健康状態に不安がある方または障害や持病があり妊娠や出産によって家事が困難になることが予想される方
- ・産前産後の家事について、家族などの支援が受けられない方

### 問合せ先

中央区社会福祉協議会 在宅福祉部推進課

☎(3206)0603



【虹のサービス】



## 育児支援ヘルパーの派遣

育児や家事の支援を必要とする家庭に、区と契約した事業者からヘルパーを派遣します。

### ◎利用対象

出産前(母子健康手帳交付時)から出産後6カ月に達するまでの乳児がいる家庭

### ◎利用日・利用時間

日曜、祝日、年末年始を除く午前8時～午後6時の時間帯で1日2時間または3時間(15日を限度。別途、出産後の多胎児対応あり。)

### ◎利用者負担金

所得により異なります。

### ◎利用方法

事前に利用登録をしてください。登録後、利用日の3日前(土・日・祝日、年末年始を除く。)までに派遣事業者へ直接お申し込みください。

### 問合せ先

子ども家庭支援センター「きらら中央」☎(3542)6321



【育児支援ヘルパーの派遣】



## 産前産後期間相当分の国民健康保険料を軽減します

子育て世帯支援のため、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険料を免除することにより、世帯に係る保険料を軽減します(要届出)。

なお、世帯の保険料が最高限度額に達している場合や保険料の期間制限に該当した場合は、保険料を免除できないことがあります。詳しくは区のホームページをご覧ください。

### ◎対象者

令和5年11月1日以降に出産予定、または出産した国民健康保険被保険者の方。

なお、出産とは、妊娠85日以上の出産をいい、死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます。

### ◎免除対象月

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間

### 問合せ先

福祉保健部保険年金課資格係

☎(3546)5362



【産前産後期間相当分の国民健康保険料を軽減します】



## 産前産後期間は国民年金保険料が免除になります

### ◎免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

### ◎対象者

国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方。ただし、国民年金に任意加入している方は該当しません。

なお、出産とは、妊娠85日以上の出産をいい、死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます。

### ◎届出時期

出産予定日の6カ月前から届出可能です。

### 問合せ先

福祉保健部保険年金課年金係 ☎(3546)5371  
中央年金事務所国民年金課 ☎(3543)1411(代表)

【国民年金保険料の  
産前産後期間の免除制度】



## 生活福祉資金(出産のための費用)の貸付

低所得世帯の方に分娩入院費や出産のために必要な経費の貸付と必要な相談支援を行う社会福祉制度です。

資金の貸付けから返済にいたる過程で、民生委員による相談援助が行われます。

詳しくはお問い合わせください。

### 問合せ先

中央区社会福祉協議会 地域支援部ささえあい課  
☎(3523)9295

【生活福祉資金の貸付】



## プレママ教室(母親学級)・パパママ教室(両親学級)

事業名	対象	主な内容
プレママ教室 (母親学級)	初めて赤ちゃんを迎える 妊娠20～36週未満の方 (抽選制)	(平日) 妊娠中のお口の健康・食生活のポイントと料理の工夫 出産に向けての健康管理・産後の生活・沐浴実習 など
		(土曜日) 出産に向けての健康管理・産後の生活・沐浴実習 など
パパママ教室 (両親学級)		(土曜日) 妊婦とそのパートナーで学ぶ赤ちゃんとの生活、妊婦体験、 沐浴実習 など

※プレママ教室は、平日か土曜日開催か、どちらかを選んでご参加ください。

### 実施場所・問合せ先

中央区保健所健康推進課健康係 ☎(3541)5930  
日本橋保健センター健康係 ☎(3661)5071  
月島保健センター健康係 ☎(5560)0765  
晴海保健センター健康係 ☎(6381)2972

【プレママ教室・パパママ教室】





## 禁煙外来医療費助成

禁煙を希望する喫煙者に対し、禁煙外来での治療を促すとともに、治療成功に向けた取組を支援するため、健康保険が適用される禁煙外来での治療に要する医療費の一部助成を行っています。

【禁煙外来医療費助成】



### 問合せ先

中央区保健所健康推進課給付係	☎(3541)5930
日本橋保健センター健康係	☎(3661)5071
月島保健センター健康係	☎(5560)0765
晴海保健センター健康係	☎(6381)2972

## COLUMN

### たばこ・お酒の害

妊娠中に、夫婦共にまたはどちらか1人が喫煙している場合、両親とも吸わない場合と比較して、早産、流産、低出生体重児の出産や乳幼児突然死症候群(SIDS)の起こる頻度が高いと報告されています。たばこの煙によって赤ちゃんが喘息などになる確率が高くなることも知られています。妊婦自身の禁煙はもちろんのこと、パパや周囲の人も、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙はやめましょう。

また、アルコールについても胎盤を通過し、胎児の発育(特に脳)に影響を及ぼします。出産後もアルコールが母乳を通じて赤ちゃんに移行することが知られています。

たばことお酒の害から赤ちゃんを守りましょう!



## 産後ケア事業

「産後、家族などの手助けがない」「体調がすぐれない」「はじめての子育てで不安」などのお母さんが、赤ちゃんと一緒に、助産師などから母子のケアや授乳指導、育児指導などを受けることができます。

### ◎利用できる方

中央区に住民登録がある出産後のお母さんとお子さん

※利用施設によって受入可能な月齢が異なります。  
詳しくは区のホームページをご覧ください。

### ◎産後ケアの主な内容

- ・母体ケア(母体の健康状態のチェックなど)
- ・乳児ケア(乳児の健康状態、体重のチェックなど)
- ・育児相談、授乳指導

### ◎利用期間・回数

【宿泊型】1回の出産で5泊6日まで  
(分割利用の場合は合計6日まで)

【日帰り型・訪問型】日帰り型・訪問型を合わせて1回の出産で5回まで

### ◎利用者負担金

利用施設によって利用者負担金が異なります。

詳しくは区のホームページをご覧ください。

※住民税非課税世帯は2,500円減額、生活保護世帯は全額免除されます。

※多胎児の場合は自己負担額が追加になります。

### 問合せ先

中央区保健所健康推進課健康係	☎(3541)5930
日本橋保健センター健康係	☎(3661)5071
月島保健センター健康係	☎(5560)0765
晴海保健センター健康係	☎(6381)2972

【産後ケア事業】





## 妊娠高血圧症候群等の医療費助成

妊娠高血圧症候群などにより、入院医療を必要とする妊産婦の方の医療費を助成します。所得や入院期間の条件があります。

### 問合せ先

中央区保健所健康推進課給付係	☎(3541)5930
日本橋保健センター健康係	☎(3661)5071
月島保健センター健康係	☎(5560)0765
晴海保健センター健康係	☎(6381)2972



【妊娠高血圧症候群等の医療費助成】



## 流産・死産等を経験された方へ

### 【相談窓口】

#### ◎保健所、保健センター

相談時間：平日 午前9時～午後5時

中央区保健所	☎(3541)5963
日本橋保健センター	☎(3661)6854
月島保健センター	☎(5560)0765
晴海保健センター	☎(6381)2972

#### ◎東京都の相談窓口

(相談日時はホームページ等でご確認ください)

赤ちゃんを亡くされたご家族のための電話相談	☎(5320)4388
不妊・不育ホットライン	☎(6407)8270

### 【手続きについて】

死産(妊娠12週以降の流産を含む)の時期によって、以下の手続きが必要になります。

#### ◎出産育児一時金

妊娠12週(85日)以降の方(死産・流産を含む)は支給対象となります。ご加入の健康保険組合等にご確認ください。

#### ◎母子健康手帳について

母子健康手帳についてはお返しいただく必要はありません。また、妊娠健康診査等の受診券の償還払い等の手続きが必要な方は手続きをお願いします。

### 【働く女性が利用できる制度について】

#### ◎産後休業

妊娠4カ月以降に流産・死産(人工妊娠中絶を含む)の方も対象になります。(P24参照)

### 【妊婦のための支援給付について】

妊娠されていたことが確認できれば、申請により給付を受けることができます。(P43参照)



## ようこそ“プレマクッキング教室”へ

妊娠中の食生活の話や、妊娠中に必要な栄養素(葉酸・カルシウム・鉄など)がとれる料理を、実演・実習・試食とおしてわかりやすく紹介します。

【プレマクッキング】



### 問合せ先

中央区保健所健康推進課健康係

☎(3541)5930

日本橋保健センター健康係

☎(3661)5071

月島保健センター健康係

☎(5560)0765

晴海保健センター健康係

☎(6381)2972

## 妊婦さん向けの情報を紹介しています！

中央区ホームページの「食育ガイド」をご覧ください。

妊娠中に  
参考になる情報を  
掲載しています。



【これから赤ちゃんを迎えるあなたへ】



豆乳のクリームチャウダー



レンジでチャプチェ風



妊婦さん向けの  
レシピを  
紹介しています。

# 赤ちゃんが生まれたら



赤ちゃんが生まれたら



## 出生届

生まれた日から14日(生まれた日を含みます。)以内に父母の本籍地、届出人の住所地、子の出生地のうち、いずれかの区市町村役場(中央区は、平日の日中は特別出張所も提出可能)に提出してください。

なお、届出の際は、届書1通、出生証明書(届書についているので医師に記入してもらう)、母子健康手帳と本人確認書類をお持ちください。

また、夜間・休日に届出される場合は、母子健康手帳に証明ができないため、平日の日中に出生届を提出した区市町村役場(中央区は、戸籍係または特別出張所)

へお持ちください。

### 問合せ先

区民部区民生活課戸籍係

☎(3546)5317

区民部日本橋特別出張所区民係

☎(3666)4253

区民部月島特別出張所区民係

☎(3531)1153

区民部晴海特別出張所区民係

☎(3520)8096



【出生届の提出方法】



## 新生児訪問

生後4カ月までの赤ちゃんがいるすべてのご家庭を保健師・助産師などが訪問し、赤ちゃんの体重測定や健康状態の確認をするとともに、育児相談などを行っています。

母子健康手帳交付時にお渡しする『母と子の保健バッグ』の中に入っている「赤ちゃん訪問連絡はがき」(出生通知書)をご投函いただくか、電子申請でお申し込みください。また、新生児訪問を受けていただいた方は、「妊婦のための支援給付(2回目の給付)」を申請できます。

### 問合せ先

中央区保健所健康推進課健康係

☎(3541)5930

日本橋保健センター健康係

☎(3661)5071

月島保健センター健康係

☎(5560)0765

晴海保健センター健康係

☎(6381)2972



【新生児訪問】



## 出産育児一時金の支給

健康保険に加入している方が出産をした場合、出産した日に加入している健康保険から「出産育児一時金」が支給されます。(死産や流産は、妊娠85日以上の場合に支給されます。詳しくは加入している健康保険にお問い合わせください。)

### 【直接支払制度】

原則として、健康保険から直接、医療機関に支払います。出産費用から「出産育児一時金」の金額が差し引かれますので、一時金を超えた分の費用を退院の際に医療機関にお支払いください。出産費用が一時金の金額までかからなかった場合には、健康保険に申請することにより差額が支給されます。

### 【手続方法、支給金額】

加入している健康保険により異なりますので、出産する方が加入している健康保険組合または会社の担当部署にお問い合わせください。

～中央区国民健康保険加入者の場合～

世帯主に、出産児1人につき50万円を支給します。

### 問合せ先

福祉保健部保険年金課給付係

☎(3546)5360



【出産育児一時金】



## 子ども医療費助成

お子さんが病院・薬局などで診療や調剤を受ける際に、健康保険の適用される医療について保護者の負担する額を助成します。所得制限はありません。

### ◎対象となる児童

区内に住所があり、健康保険に加入している高校生等(18歳になった年度の末日)までの児童

### ◎交付される医療証

- ・乳幼児(6歳になった年度の末日まで)には乳幼児医療証(乳医療証)
- ・小・中学生(15歳になった年度の末日まで)には子ども医療証(子医療証)
- ・高校生等(18歳になった年度の末日まで)には高校生等医療証(高医療証)

### ◎助成の範囲

- ・通院、入院にかかる保険診療の自己負担分(乳幼児健診、予防接種料、入院室料差額などの健康保険が適用されないものなどは対象になりません。)
- ・入院時の食事療養標準負担額

### 問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課子育て給付係

☎(3546)5350・5351



【子ども医療費助成】



## 子どもの病気への医療費助成

### 【自立支援医療(育成医療)】

身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行います。

18歳未満で、肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、そしゃく機能、心臓疾患、腎臓疾患、先天性内臓疾患などで体に障害を有する方または疾患を放置した場合にこれと同じ程度の障害を残すと認められる方に対し、指定医療機関での手術などにかかる医療費を負担します。

### 【養育医療】

出生時の体重が2,000グラム以下か、生活力が特に弱く、身体機能に特定の症状がみられる方の入院治療について、医療費の一部を負担します。

### 【小児慢性疾患】

18歳未満で、悪性新生物(小児がん)、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経筋疾患、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、骨系統疾患、脈管系疾患の病気にかかっているお子さんに対し、医療費の一部を助成します。

### 【療育給付】

18歳未満の結核にかかっているお子さんで、その治療のための入院が必要な場合は、医療費の給付とともに、学習や療養生活に必要な物品を支給します。

### 問合せ先

中央区保健所健康推進課

☎(3541)5930

日本橋保健センター健康係

☎(3661)5071

月島保健センター健康係

☎(5560)0765

晴海保健センター健康係

☎(6381)2972



【医療費に関する助成】





## 児童手当

18歳になった年度の末日までの児童を養育している方へ支給している手当です。  
公務員の方は、勤務先での手続きとなります。

### ◎手当額

- ・3歳未満:月額15,000円
- ・3歳～高校生:月額10,000円  
(第3子以降は月額30,000円)

手当は、申請月の翌月分から支給します。ただし、誕生日や前住所地の転出予定日(異動日)が月末に近い

場合、異動日の翌日から15日以内の申請であれば、申請が翌月になっても、異動日の属する月の翌月分から支給します。

### 問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課子育て給付係

☎(3546)5350・5351



【児童手当】



## 新生児誕生祝品(区内共通買物・食事券)

新たな区民の誕生を祝福し、お子さんの健やかな成長を願うため、区内共通買物・食事券(3万円分)を贈呈しています。

現在、物価高騰におけるご家庭の経済的な負担軽減を図るために、2万円分を追加し、5万円分の区内共通買物・食事券を贈呈しています。(令和8年4月1日現在)

### ◎対象者

誕生日において、保護者および新生児の住所が中央区にある方。

お子さんが1歳になる前日まで申請できます。  
(申請日に区内に住所のない方は除きます。)

### ◎申請者

同居する保護者または親族(それ以外の方は、委任状が必要です。)

### 問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課子育て給付係

☎(3546)5350・5351



【新生児誕生祝品】



## こころの相談

保健所・保健センターでは、精神科医師による個別相談を実施しています。眠れない、気分が落ち込む、イライラするなどのこころの悩みがあればご相談ください。家族や親族などからの相談も可能です。(予約制)

◎中央区保健所では、月1回精神科医師による「ママのこころの相談」を行っています。(保育あり、予約制)

### 問合せ先

中央区保健所健康推進課健康係

☎(3541)5963

日本橋保健センター健康係

☎(3661)5071

月島保健センター健康係

☎(5560)0765

晴海保健センター健康係

☎(6381)2972



【こころの相談】





## 働く女性・男性のための、出産・育児に関する制度

### 【産前・産後の健康管理】

妊産婦は、事業主に申し出ることにより、健康診査などを受けるために必要な時間を確保することができます。

医師などから受けた指導を職場に伝達するために、「母性健康管理指導事項連絡カード」を利用してください。（「母子健康手帳」に様式があります。）

### 【産前・産後の休業】

産前6週間（多胎児妊娠の場合は14週間）は、事業主に請求することにより、休業することができます。

出産後8週間は、事業主は就業させることができません。ただし、産後6週間経過後に本人が請求し、医師が認めた業務については、働くこともできます。

### 【育児休業】

子どもが1歳に達するまでの間、事業主に申し出ることにより、父親、母親のいずれでも分割して2回まで育児休業を取得することができます。

また、保育所に入所できないなどの一定の要件を満たす場合は、最長で子どもが2歳に達するまでの間、育児休業を延長することができます。

### 【産後パパ育休（出生時育児休業）】

育児休業とは別に、子どもの出生後8週間以内に、4週間まで育児休業を取得することができます。

（分割して2回取得可能）

### 【産前・産後・育児期の労働】

妊産婦は、事業主に請求することにより、時間外、休日、深夜業労働が免除されます。

#### 問合せ先

東京労働局雇用環境・均等部指導課 ☎(3512)1611

### 【育児休業給付金】

育児休業、産後パパ育休を取得したときは、一定の要件を満たした場合に、雇用保険から育児休業給付金が支給される制度があります。

#### 問合せ先

ハローワーク飯田橋 ☎(3812)8609

### 【出産育児一時金・出産手当金など】

出産後には、出産育児一時金や出産手当金などが支給される制度があります。

#### 問合せ先

勤務先、年金事務所、健康保険組合など



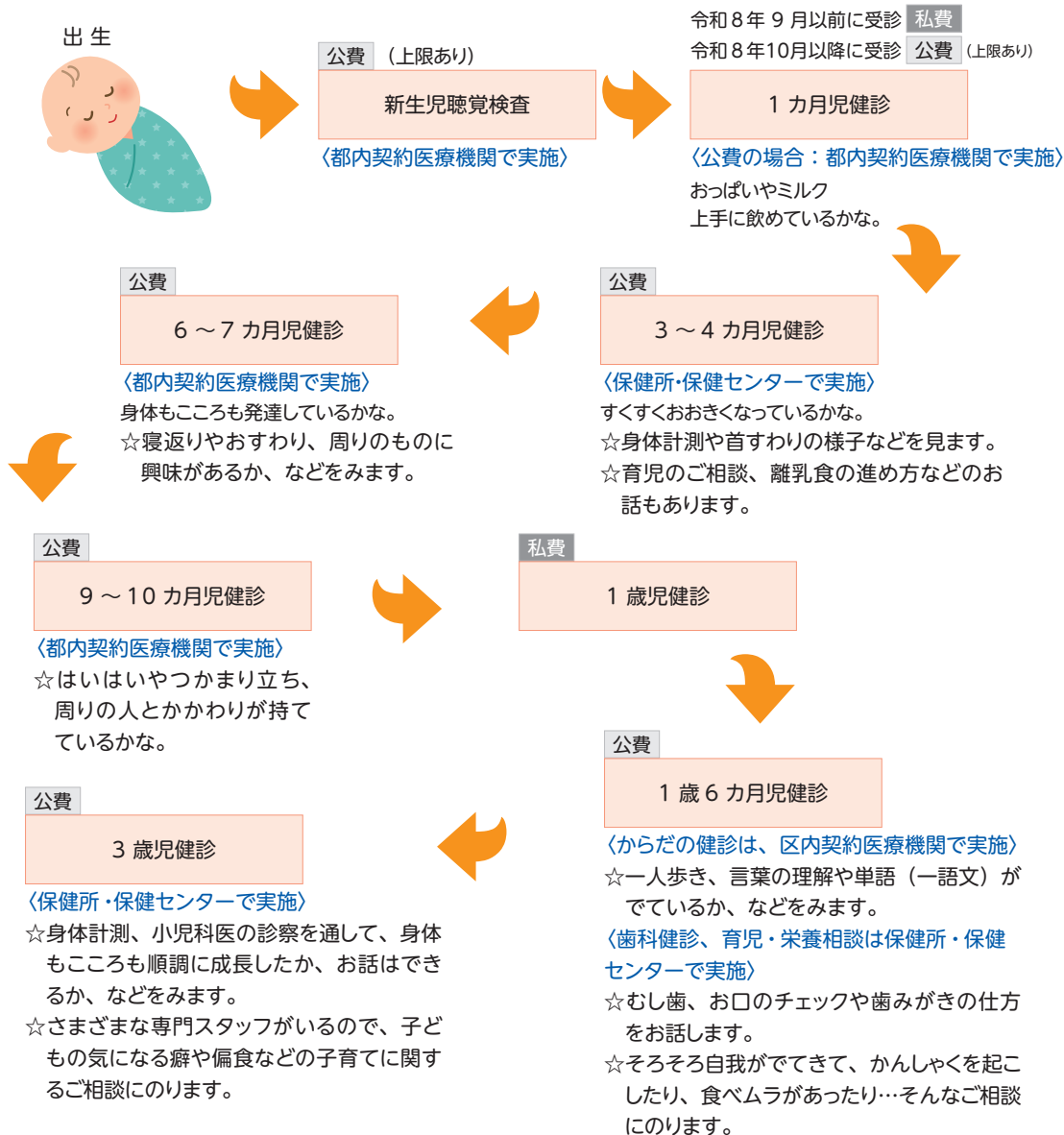
# 健康に育つために



健康に育つために

## 乳幼児健診

公費で実施する健診は、個別に通知をお送りします。(新生児聴覚検査及び1カ月児健康診査は、母子健康手帳交付時に受診票をお渡しします。)乳幼児健診は、赤ちゃんの発育・発達をみてもらったりママ・パパの不安を解消する良い機会ですので、ぜひ受診しましょう。



【乳幼児健診一覧】





## 妊婦と子どもの定期予防接種

予防接種は、免疫をつくって感染症を予防するのに役立ちます。定期予防接種は、予防接種法令に基づく接種で無料で受けられます。標準的な接種時期頃に、「接種のお知らせ」と「予診票」などを発送いたしますので、体調の良い時になるべく早めに受けましょう。

法令による対象年齢をすぎると、無料で接種できませんのでご注意ください。

なお、中央区へ転入された方で未接種の予防接種がある場合には、予診票の交付申請をしてください。申請方法は区のホームページをご覧ください。

### 問合せ先

中央区保健所健康推進課予防接種担当

☎(3541)5930

### 【予防接種】



(令和8年4月1日)

予防接種名	法令による対象年齢	標準的な接種期間	予診票発送時期	方法および回数																																																																		
RSウイルス感染症	妊娠28週から37週に至るまで	—	妊娠届を出した月の翌月まで	妊娠ごと1回																																																																		
B型肝炎	1歳の前日まで	生後2カ月から9カ月に達するまでの期間	1日から14日生まれの方は2カ月に達する前月	3回 (27日以上の間隔を置いて2回、1回目の接種から139日以上おいて1回)																																																																		
ロタウイルス感染症	<table border="1"> <tr> <td>ロタリックス</td> <td>出生6週0日後から24週0日後までの間</td> <td rowspan="2">生後2カ月に至った日から出生14週6日後までの間に1回目を接種</td> <td rowspan="2">27日以上の間隔を置いて2回</td> </tr> <tr> <td>ロタテック</td> <td>出生6週0日後から32週0日後までの間</td> </tr> </table>	ロタリックス		出生6週0日後から24週0日後までの間	生後2カ月に至った日から出生14週6日後までの間に1回目を接種	27日以上の間隔を置いて2回	ロタテック	出生6週0日後から32週0日後までの間	27日以上の間隔を置いて3回																																																													
ロタリックス	出生6週0日後から24週0日後までの間	生後2カ月に至った日から出生14週6日後までの間に1回目を接種	27日以上の間隔を置いて2回																																																																			
ロタテック	出生6週0日後から32週0日後までの間																																																																					
小児の肺炎球菌感染症	<table border="1"> <tr> <td>初回接種</td> <td rowspan="2">生後2カ月から60カ月に至るまで(5歳の誕生日の前日まで)</td> <td>生後2カ月から7カ月に至るまでの間</td> <td rowspan="2">15日から31日生まれの方は2カ月に達する月 (4種類の予診票を同封しています)</td> <td rowspan="2">初回接種は生後24カ月に至るまでに27日以上間隔を置いて3回接種、追加接種は初回終了後60日以上の間隔を置いて生後12カ月以降に1回接種</td> </tr> <tr> <td>追加接種</td> <td>生後12カ月から15カ月に至るまでの間</td> </tr> </table>	初回接種	生後2カ月から60カ月に至るまで(5歳の誕生日の前日まで)	生後2カ月から7カ月に至るまでの間	15日から31日生まれの方は2カ月に達する月 (4種類の予診票を同封しています)	初回接種は生後24カ月に至るまでに27日以上間隔を置いて3回接種、追加接種は初回終了後60日以上の間隔を置いて生後12カ月以降に1回接種	追加接種	生後12カ月から15カ月に至るまでの間	<table border="1"> <tr> <td>五種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・Hib)</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>1期初回</td> <td rowspan="2">生後2カ月から7歳6カ月の前日まで</td> <td>生後2カ月から12カ月に達するまでの期間</td> <td rowspan="2">20日以上の間隔を置いて3回</td> </tr> <tr> <td>1期追加</td> <td>1期初回完了後6カ月から18カ月の間隔を置いて1回</td> </tr> </table> </td> <td> <table border="1"> <tr> <td>BCG(結核)</td> <td>1歳の前日まで</td> <td>生後5カ月から8カ月に達するまでの期間</td> <td>5カ月に達する月</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">MR(麻しん・風しん)</td> <td>1期</td> <td colspan="2">1歳から2歳の前日まで</td> <td>11カ月に達する月</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td colspan="2">5歳以上7歳未満で小学校就学前年度(就学前年度の4月1日から3月31日まで)</td> <td>小学校就学前々年度の3月末頃</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水痘(みずぼうそう)</td> <td>1期</td> <td rowspan="2">1歳から3歳の前日まで</td> <td>生後12カ月から15カ月に達するまでの期間</td> <td rowspan="2">11カ月に達する月</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td>1回目完了後6カ月から12カ月までの間隔をおく</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">日本脳炎</td> <td>1期初回</td> <td>生後6カ月から7歳6カ月の前日まで</td> <td>3歳から4歳に達するまでの期間</td> <td>1日から14日生まれの方は3歳に達する前月 15日から31日生まれの方は3歳誕生日</td> <td>6日から28日の間隔で2回</td> </tr> <tr> <td>1期追加</td> <td>生後6カ月から7歳6カ月前日までの1期初回終了後6カ月経過した者</td> <td>4歳から5歳に達するまでの期間</td> <td>1日から14日生まれの方は4歳に達する前月 15日から31日生まれの方は4歳誕生日</td> <td>1期初回完了後おおむね1年を経過した時期に1回</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td>9歳から13歳の前日まで</td> <td>9歳から10歳に達するまでの期間</td> <td>1日から14日生まれの方は9歳に達する前月 15日から31日生まれの方は9歳誕生日</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>二種混合(ジフテリア・破傷風)</td> <td>2期</td> <td>11歳から13歳の前日まで</td> <td>11歳から12歳に達するまでの期間</td> <td>1日から14日生まれの方は11歳に達する前月 15日から31日生まれの方は11歳誕生日</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>女性へのヒトパピローマウイルス(HPV)感染症</td> <td>小学校6年生から高校1年生相当までの女子</td> <td>中学校1年生に当たる期間</td> <td>小学5年生の3月末頃</td> <td>2回または3回</td> </tr> </table></td></tr></table>	五種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・Hib)	<table border="1"> <tr> <td>1期初回</td> <td rowspan="2">生後2カ月から7歳6カ月の前日まで</td> <td>生後2カ月から12カ月に達するまでの期間</td> <td rowspan="2">20日以上の間隔を置いて3回</td> </tr> <tr> <td>1期追加</td> <td>1期初回完了後6カ月から18カ月の間隔を置いて1回</td> </tr> </table>	1期初回	生後2カ月から7歳6カ月の前日まで	生後2カ月から12カ月に達するまでの期間	20日以上の間隔を置いて3回	1期追加	1期初回完了後6カ月から18カ月の間隔を置いて1回	<table border="1"> <tr> <td>BCG(結核)</td> <td>1歳の前日まで</td> <td>生後5カ月から8カ月に達するまでの期間</td> <td>5カ月に達する月</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">MR(麻しん・風しん)</td> <td>1期</td> <td colspan="2">1歳から2歳の前日まで</td> <td>11カ月に達する月</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td colspan="2">5歳以上7歳未満で小学校就学前年度(就学前年度の4月1日から3月31日まで)</td> <td>小学校就学前々年度の3月末頃</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水痘(みずぼうそう)</td> <td>1期</td> <td rowspan="2">1歳から3歳の前日まで</td> <td>生後12カ月から15カ月に達するまでの期間</td> <td rowspan="2">11カ月に達する月</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td>1回目完了後6カ月から12カ月までの間隔をおく</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">日本脳炎</td> <td>1期初回</td> <td>生後6カ月から7歳6カ月の前日まで</td> <td>3歳から4歳に達するまでの期間</td> <td>1日から14日生まれの方は3歳に達する前月 15日から31日生まれの方は3歳誕生日</td> <td>6日から28日の間隔で2回</td> </tr> <tr> <td>1期追加</td> <td>生後6カ月から7歳6カ月前日までの1期初回終了後6カ月経過した者</td> <td>4歳から5歳に達するまでの期間</td> <td>1日から14日生まれの方は4歳に達する前月 15日から31日生まれの方は4歳誕生日</td> <td>1期初回完了後おおむね1年を経過した時期に1回</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td>9歳から13歳の前日まで</td> <td>9歳から10歳に達するまでの期間</td> <td>1日から14日生まれの方は9歳に達する前月 15日から31日生まれの方は9歳誕生日</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>二種混合(ジフテリア・破傷風)</td> <td>2期</td> <td>11歳から13歳の前日まで</td> <td>11歳から12歳に達するまでの期間</td> <td>1日から14日生まれの方は11歳に達する前月 15日から31日生まれの方は11歳誕生日</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>女性へのヒトパピローマウイルス(HPV)感染症</td> <td>小学校6年生から高校1年生相当までの女子</td> <td>中学校1年生に当たる期間</td> <td>小学5年生の3月末頃</td> <td>2回または3回</td> </tr> </table>	BCG(結核)	1歳の前日まで	生後5カ月から8カ月に達するまでの期間	5カ月に達する月	1回	MR(麻しん・風しん)	1期	1歳から2歳の前日まで		11カ月に達する月	1回	2期	5歳以上7歳未満で小学校就学前年度(就学前年度の4月1日から3月31日まで)		小学校就学前々年度の3月末頃	1回	水痘(みずぼうそう)	1期	1歳から3歳の前日まで	生後12カ月から15カ月に達するまでの期間	11カ月に達する月	1回	2期	1回目完了後6カ月から12カ月までの間隔をおく	1回	日本脳炎	1期初回	生後6カ月から7歳6カ月の前日まで	3歳から4歳に達するまでの期間	1日から14日生まれの方は3歳に達する前月 15日から31日生まれの方は3歳誕生日	6日から28日の間隔で2回	1期追加	生後6カ月から7歳6カ月前日までの1期初回終了後6カ月経過した者	4歳から5歳に達するまでの期間	1日から14日生まれの方は4歳に達する前月 15日から31日生まれの方は4歳誕生日	1期初回完了後おおむね1年を経過した時期に1回	2期	9歳から13歳の前日まで	9歳から10歳に達するまでの期間	1日から14日生まれの方は9歳に達する前月 15日から31日生まれの方は9歳誕生日	1回	二種混合(ジフテリア・破傷風)	2期	11歳から13歳の前日まで	11歳から12歳に達するまでの期間	1日から14日生まれの方は11歳に達する前月 15日から31日生まれの方は11歳誕生日	1回	女性へのヒトパピローマウイルス(HPV)感染症	小学校6年生から高校1年生相当までの女子	中学校1年生に当たる期間	小学5年生の3月末頃	2回または3回
		初回接種		生後2カ月から60カ月に至るまで(5歳の誕生日の前日まで)			生後2カ月から7カ月に至るまでの間	15日から31日生まれの方は2カ月に達する月 (4種類の予診票を同封しています)	初回接種は生後24カ月に至るまでに27日以上間隔を置いて3回接種、追加接種は初回終了後60日以上の間隔を置いて生後12カ月以降に1回接種																																																													
追加接種	生後12カ月から15カ月に至るまでの間																																																																					
五種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・Hib)	<table border="1"> <tr> <td>1期初回</td> <td rowspan="2">生後2カ月から7歳6カ月の前日まで</td> <td>生後2カ月から12カ月に達するまでの期間</td> <td rowspan="2">20日以上の間隔を置いて3回</td> </tr> <tr> <td>1期追加</td> <td>1期初回完了後6カ月から18カ月の間隔を置いて1回</td> </tr> </table>	1期初回	生後2カ月から7歳6カ月の前日まで	生後2カ月から12カ月に達するまでの期間	20日以上の間隔を置いて3回	1期追加	1期初回完了後6カ月から18カ月の間隔を置いて1回	<table border="1"> <tr> <td>BCG(結核)</td> <td>1歳の前日まで</td> <td>生後5カ月から8カ月に達するまでの期間</td> <td>5カ月に達する月</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">MR(麻しん・風しん)</td> <td>1期</td> <td colspan="2">1歳から2歳の前日まで</td> <td>11カ月に達する月</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td colspan="2">5歳以上7歳未満で小学校就学前年度(就学前年度の4月1日から3月31日まで)</td> <td>小学校就学前々年度の3月末頃</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水痘(みずぼうそう)</td> <td>1期</td> <td rowspan="2">1歳から3歳の前日まで</td> <td>生後12カ月から15カ月に達するまでの期間</td> <td rowspan="2">11カ月に達する月</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td>1回目完了後6カ月から12カ月までの間隔をおく</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">日本脳炎</td> <td>1期初回</td> <td>生後6カ月から7歳6カ月の前日まで</td> <td>3歳から4歳に達するまでの期間</td> <td>1日から14日生まれの方は3歳に達する前月 15日から31日生まれの方は3歳誕生日</td> <td>6日から28日の間隔で2回</td> </tr> <tr> <td>1期追加</td> <td>生後6カ月から7歳6カ月前日までの1期初回終了後6カ月経過した者</td> <td>4歳から5歳に達するまでの期間</td> <td>1日から14日生まれの方は4歳に達する前月 15日から31日生まれの方は4歳誕生日</td> <td>1期初回完了後おおむね1年を経過した時期に1回</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td>9歳から13歳の前日まで</td> <td>9歳から10歳に達するまでの期間</td> <td>1日から14日生まれの方は9歳に達する前月 15日から31日生まれの方は9歳誕生日</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>二種混合(ジフテリア・破傷風)</td> <td>2期</td> <td>11歳から13歳の前日まで</td> <td>11歳から12歳に達するまでの期間</td> <td>1日から14日生まれの方は11歳に達する前月 15日から31日生まれの方は11歳誕生日</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>女性へのヒトパピローマウイルス(HPV)感染症</td> <td>小学校6年生から高校1年生相当までの女子</td> <td>中学校1年生に当たる期間</td> <td>小学5年生の3月末頃</td> <td>2回または3回</td> </tr> </table>	BCG(結核)	1歳の前日まで	生後5カ月から8カ月に達するまでの期間	5カ月に達する月	1回	MR(麻しん・風しん)	1期	1歳から2歳の前日まで		11カ月に達する月	1回	2期	5歳以上7歳未満で小学校就学前年度(就学前年度の4月1日から3月31日まで)		小学校就学前々年度の3月末頃	1回	水痘(みずぼうそう)	1期	1歳から3歳の前日まで	生後12カ月から15カ月に達するまでの期間	11カ月に達する月	1回	2期	1回目完了後6カ月から12カ月までの間隔をおく	1回	日本脳炎	1期初回	生後6カ月から7歳6カ月の前日まで	3歳から4歳に達するまでの期間	1日から14日生まれの方は3歳に達する前月 15日から31日生まれの方は3歳誕生日	6日から28日の間隔で2回	1期追加	生後6カ月から7歳6カ月前日までの1期初回終了後6カ月経過した者	4歳から5歳に達するまでの期間	1日から14日生まれの方は4歳に達する前月 15日から31日生まれの方は4歳誕生日	1期初回完了後おおむね1年を経過した時期に1回	2期	9歳から13歳の前日まで	9歳から10歳に達するまでの期間	1日から14日生まれの方は9歳に達する前月 15日から31日生まれの方は9歳誕生日	1回	二種混合(ジフテリア・破傷風)	2期	11歳から13歳の前日まで	11歳から12歳に達するまでの期間	1日から14日生まれの方は11歳に達する前月 15日から31日生まれの方は11歳誕生日	1回	女性へのヒトパピローマウイルス(HPV)感染症	小学校6年生から高校1年生相当までの女子	中学校1年生に当たる期間	小学5年生の3月末頃	2回または3回										
1期初回	生後2カ月から7歳6カ月の前日まで	生後2カ月から12カ月に達するまでの期間		20日以上の間隔を置いて3回																																																																		
1期追加		1期初回完了後6カ月から18カ月の間隔を置いて1回																																																																				
BCG(結核)	1歳の前日まで	生後5カ月から8カ月に達するまでの期間	5カ月に達する月	1回																																																																		
MR(麻しん・風しん)	1期	1歳から2歳の前日まで		11カ月に達する月	1回																																																																	
	2期	5歳以上7歳未満で小学校就学前年度(就学前年度の4月1日から3月31日まで)		小学校就学前々年度の3月末頃	1回																																																																	
水痘(みずぼうそう)	1期	1歳から3歳の前日まで	生後12カ月から15カ月に達するまでの期間	11カ月に達する月	1回																																																																	
	2期		1回目完了後6カ月から12カ月までの間隔をおく		1回																																																																	
日本脳炎	1期初回	生後6カ月から7歳6カ月の前日まで	3歳から4歳に達するまでの期間	1日から14日生まれの方は3歳に達する前月 15日から31日生まれの方は3歳誕生日	6日から28日の間隔で2回																																																																	
	1期追加	生後6カ月から7歳6カ月前日までの1期初回終了後6カ月経過した者	4歳から5歳に達するまでの期間	1日から14日生まれの方は4歳に達する前月 15日から31日生まれの方は4歳誕生日	1期初回完了後おおむね1年を経過した時期に1回																																																																	
	2期	9歳から13歳の前日まで	9歳から10歳に達するまでの期間	1日から14日生まれの方は9歳に達する前月 15日から31日生まれの方は9歳誕生日	1回																																																																	
二種混合(ジフテリア・破傷風)	2期	11歳から13歳の前日まで	11歳から12歳に達するまでの期間	1日から14日生まれの方は11歳に達する前月 15日から31日生まれの方は11歳誕生日	1回																																																																	
女性へのヒトパピローマウイルス(HPV)感染症	小学校6年生から高校1年生相当までの女子	中学校1年生に当たる期間	小学5年生の3月末頃	2回または3回																																																																		







## 予防接種の注意点

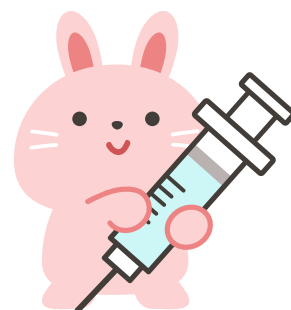
### 【接種間隔のめやす】


#### 不活化ワクチン

- RSウイルス感染症
- B型肝炎
- 小児の肺炎球菌感染症
- 五種混合
- 日本脳炎
- 二種混合
- ヒトパピローマウイルス(HPV)感染症
- インフルエンザ(HA)

#### 生ワクチン

- ロタウイルス感染症（経口）
- BCG（結核）
- MR（麻しん・風しん混合）
- 水痘（みずぼうそう）
- おたふくかぜ 
- インフルエンザ（経鼻）



※注射生ワクチン（）の接種後27日以上の間隔をおかなければ、注射生ワクチンの接種を受けることはできません。  
 ※不活化ワクチン同士や生ワクチンと不活化ワクチンの接種間隔の制限はありません。



## 任意予防接種の費用助成

### ①おたふくかぜ任意予防接種費用の一部助成事業

[対象年齢]

1回目：満1歳～小学校就学前年度の中央区民

2回目：小学校就学前年度の中央区民

[予診票発送時期]

1回目：生後11カ月に達する月

2回目：小学校就学前年度の3月

### ②小児インフルエンザ任意予防接種費用の一部助成事業

[対象年齢]

生後6カ月～高校3年生相当の中央区民

### ③男性へのヒトパピローマウイルス(HPV)感染症任意予防接種費用の助成事業

[対象年齢]

小学校6年生～高校3年生相当の中央区民の男性

※詳しくは保健所・保健センターにお問い合わせください。

#### 問合せ先

中央区保健所健康推進課予防接種担当 ☎(3541)5930

日本橋保健センター健康係 ☎(3661)5071

月島保健センター健康係 ☎(5560)0765

晴海保健センター健康係 ☎(6381)2972



## 予防接種スケジュールの情報提供

【ちゅうおう子育てナビアプリ】にて、保護者の負担軽減と接種忘れを防止するため、スマートフォンなどを利用した予防接種スケジュールの自動生成と接種時期の勧奨などの情報を配信するサービスを提供しています。

登録は無料ですので、ぜひご活用ください。

#### 問合せ先

中央区保健所健康推進課予防接種担当

☎(3541)5930

【「ちゅうおう子育てナビアプリ」による  
情報提供サービスをご利用ください】





## 歯の健康相談

◎プレママ教室→P17へ

### ◎産前・産後歯科健康診査

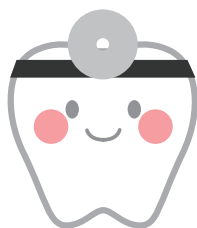
<区内契約歯科医療機関で実施:公費>  
時期 妊娠中、出産後1年未満に各1回  
内容 歯科健診・歯科保健指導

### ◎1歳6カ月児歯科健診

→1歳6カ月児健診(P25)

### ◎3歳児歯科健診

→3歳児健診(P25)



### ◎赤ちゃんの歯の健康相談

(乳児歯科健康相談)(毎月実施・通知制)  
対象 生後10～11カ月ごろの乳児  
内容 歯科健診・歯科相談・食べ方相談  
むし歯予防や歯みがきのコツ、また、歯ざしり・かまない・食べ方などのご相談もお受けします。

### ◎子どもの歯の健康相談

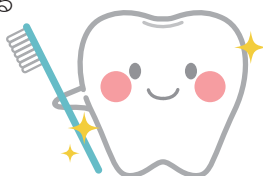
(幼児歯科経過観察)(毎月実施・予約制)  
対象 2歳6カ月までの幼児  
内容 歯科健診・歯科保健指導  
歯みがき、むし歯、食べ方などのご相談をお受けします。

### ◎むし歯予防処置

(幼児歯科予防処置)(毎月実施・予約制)  
対象 1歳6カ月～2歳6カ月までの幼児  
内容 フッ化物塗布など  
費用 フッ化物塗布:有料  
1歳6カ月児から、約6カ月ごとに、むし歯予防処置(フッ化物塗布)を行っています。

### ◎歯並び・かみ合わせ相談

(年2回実施)  
対象 幼児～成人  
内容 矯正歯科専門家による  
歯並びなどの相談  
費用 無料



### ◎すくすく歯科相談

(毎月実施・予約制)  
対象 2歳7カ月～4歳未満の幼児  
内容 個別相談・ミニ講話・お口の機能チェック  
費用 無料

### ◎よい歯のすこやか家族表彰

(年1回実施)  
対象 歯の健康づくりに努力されているご家族  
(前年度3歳児健診を受診した幼児とその家族)  
受賞要件 かかりつけ歯科医からの推薦

#### 問合せ先

中央区保健所健康推進課健康係	☎(3541)5930
日本橋保健センター健康係	☎(3661)5071
月島保健センター健康係	☎(5560)0765
晴海保健センター健康係	☎(6381)2972

## COLUMN

### よい歯のすこやか家族表彰 受賞者のコメントをご紹介します。

☆令和7年度は、47組98人受賞

- ◎たくさん食べて歯磨きをがんばります  
(男の子)
- ◎これからも家族でむし歯ゼロ目指します  
(女の子)
- ◎兄に続き受賞!  
これからも家族みんなで歯磨き!  
(女の子)

### 8020達成者の方からも こんなメッセージが届いています。

☆令和7年度は、37人受賞!

- ◎今後も自分の歯で食生活を楽しみたい  
(93歳女性)
- ◎楽しく元気に過ごしていきたいと思えます  
(81歳男性)



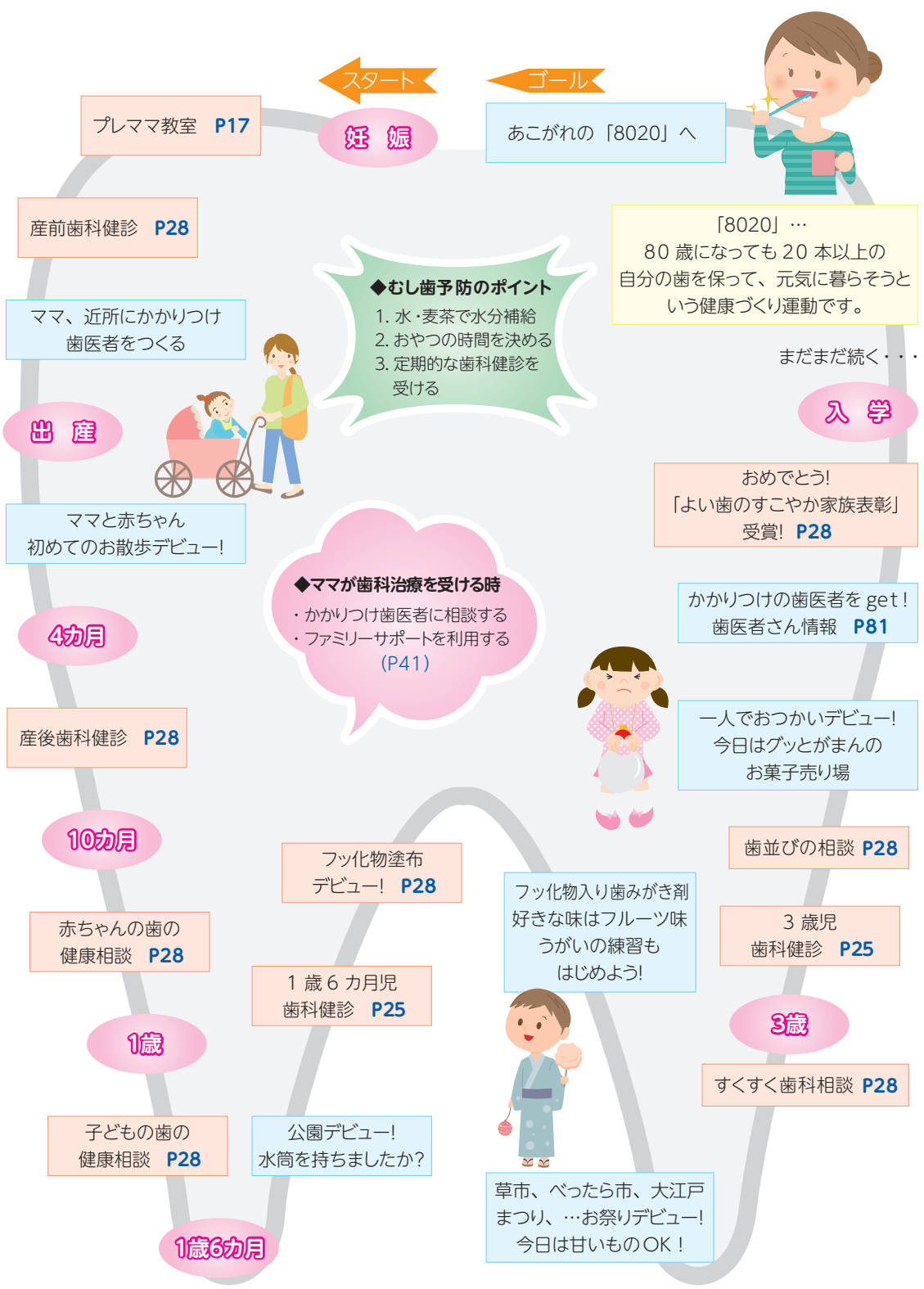
【子ども健診等一覧】



# CHUO CITY 歯っぴー大作戦



健康に育つために





## 離乳食講習会

子どもの成長に合わせた離乳食の進め方・食べさせ方について、中央区オリジナルテキストを使って説明したり、料理の紹介や試食を行います。

日程については、「3～4カ月児健康診査」の案内に同封している「離乳食講習会年間予定表」や区のホームページに掲載しますので、対象の誕生日に合わせてご参加ください。

【離乳食講習会】



### ● 離乳食の開始に向けて ●

保健所・保健センターで実施する「3～4カ月児健康診査」で、講習を行います。「離乳食はいつ頃から始めたらいいの?」「どうやって進めていくの?」など進め方のポイントのお話をします。



### ● スタートクラス ● 初期～中期

「食品の種類を増やすって?」「魚のすりつぶしてどうやって作るの?」など離乳食をスタートした時に知っておきたい離乳食づくりの基本と中期の進め方のお話をします。



### ● ステップアップクラス ● 後期～完了期

後期と完了期に向けた食事についてのお話をします。「固さや量がわからなくて、困っています」「遊び食べが始まったけど…」などステップアップの段階で、実際に出てくる質問にお答えします。



## 子どものための健康教室

保健所・保健センターでは、親子で一緒に参加したり、子ども達が食事の大切さを楽しく学べる、さまざまな「食育」を実施しています。

【栄養相談・講習会】



【子ども健康教室】



### 幼児食育教室

1歳6カ月～3歳未満の親子対象



幼児期の食生活の話と、子どもが食べやすい料理を紹介します。お子さんは食育遊びをして楽しく過ごします。

### 親子食育教室

3歳～6歳未満の親子対象

食育クイズや食事の話、親子で料理作りにチャレンジする体験型の教室です。



### 子ども健康教室

4歳～未就学児の親子対象

食べることの大切さを親子で楽しく学んだり、子どもだけで料理を作り、親子で試食します。食生活面からの健康づくりを親子で学べる教室です。

### キッズクッキング

小学生・中学生対象

「楽しく料理ができる力」を育てるために、子ども達のやる気を応援します。



## 栄養相談(子どもの食事アドバイス)

「食べムラがあって困っています」「最近、野菜をあまり食べなくて」「うちの子って少食?」「アレルギーが心配で」など、幼児期の食生活全般で気になることがありましたら、保健所・保健センターの管理栄養士にお気軽にご相談ください。(予約制)

### ● 幼児の食事量は、どれくらい?

幼児期の適切な食事内容や量は、「幼児向け食事バランスガイド」が参考になります。食事バランスガイドは、コマをイメージして描き、1日に「何」を「どれだけ」食べたらよいかが一目でわかる食事の目安です。「主食」「副菜」「主菜」「牛乳・乳製品」「果物」の5つのグループの料理・食品を組み合わせるとれるように、わかりやすく示しています。

【幼児向け  
食事バランス  
ガイド】



### 問合せ先

中央区保健所健康推進課健康係

☎(3541)5930

月島保健センター健康係

☎(5560)0765

日本橋保健センター健康係

☎(3661)5071

晴海保健センター健康係

☎(6381)2972

## ご存じですか？ 食育ガイド

区のホームページに、「食育ガイド」を掲載しています。簡単にできるおすすめ料理や食育絵本の紹介など、ご家庭での食育の取り組みのヒントを紹介しています。ぜひ、ご活用ください。



【食育ガイド】



### “食べよう野菜350(サン・ゴー・マル)”運動の推進

区では、区民ひとりひとりが“毎日350g以上の野菜を食べよう”という運動を通して、野菜摂取の重要性和1日の望ましい摂取量を理解し、日々の食生活に今より多くの野菜料理をとり入れていけるように取り組んでいます。



### 家庭における“共食(きょうしょく)”の推進

“共食”とは、誰かと食事を共にすることです。家族一緒に食事をとりながら、楽しくコミュニケーションを図る共食は、食育の原点であり、子どもへの食育を推進する大切な時間と場になります。

共食っていいね！  
～ 家族そろって  
いただきます～



### “いつでもどこでも適塩食生活”運動の推進

～ ちょっとの工夫でおいしく食べよう～

「適塩」とは自分に合った適正な食塩摂取を心がけ、おいしく食事をすることです。健康な生活を送るために、食塩をとりすぎない工夫や余分なナトリウム(食塩)の排出を促すカリウムを多く含む野菜や果物などの食品を上手にとり入れた食生活を目指していきます。



### “噛ミング30(カミングサンマル)”運動の推進

～ ゆっくりよく噛んで食べよう～

“噛ミング30”とは、ひとくち30回以上ゆっくりよく噛んで食べることで、より健康的な生活を目指すためのキャッチフレーズです。



#### 問合せ先

中央区保健所健康推進課健康係 ☎(3541)5930  
日本橋保健センター健康係 ☎(3661)5071  
月島保健センター健康係 ☎(5560)0765  
晴海保健センター健康係 ☎(6381)2972

健康に育つために



## すくすく健康相談(乳幼児健康相談)

就学前のお子さんを対象に乳幼児の成長・発達、育児の不安や子育てに関する相談を、医師・保健師・管理栄養士・心理職が個別にお受けします。また、必要に応じて専門機関へのご紹介も行っています。詳しくはお近くの保健所・保健センターにお問い合わせください。(※予約制)

### 問合せ先

中央区保健所健康推進課健康係	☎(3541)5930
日本橋保健センター健康係	☎(3661)5071
月島保健センター健康係	☎(5560)0765
晴海保健センター健康係	☎(6381)2972



【すくすく健康相談】



## 子育て支援講習会

最近の子育て事情をふまえて、医師や子育ての専門家がお話します。

※日程・テーマなどは、「区のおしらせちゅうおう」に掲載しますので、お気軽にお申し込みください。(保育あり・予約制)

### 問合せ先

中央区保健所健康推進課健康係	☎(3541)5930
日本橋保健センター健康係	☎(3661)5071
月島保健センター健康係	☎(5560)0765
晴海保健センター健康係	☎(6381)2972



【子育て支援講習会】



## アレルギー講演会

日本橋保健センターでは、年1回、アレルギー講演会を行っています。

乳幼児に多いアレルギー性疾患に対する正しい理解を深め、適切な対処方法を学びましょう。

※日程・テーマなどは、「区のおしらせちゅうおう」に掲載しますので、お気軽にお申し込みください。(無料・保育あり・要予約)

### 問合せ先

日本橋保健センター健康係	☎(3661)5071
--------------	-------------



【アレルギー講演会】



## アレルギー専門相談

保健センターでは、就学前のお子さんを対象にアレルギー専門相談(アトピー性皮膚炎など)を行っています。

皮膚科医、保健師が個別にご相談を伺います。(年6回予約制)

### COLUMN

#### 専門医のワンポイントレッスン

アトピー性皮膚炎の原因や悪化因子となるものには、さまざまなものがあります。偏った自己判断によって、かえってトラブルを招いてしまっている方も少なくありません。正しい基礎知識と各患者さんにあったケアが大切です!ぜひ一度ご相談ください。

### 問合せ先

日本橋保健センター健康係	☎(3661)5071
月島保健センター健康係	☎(5560)0765
晴海保健センター健康係	☎(6381)2972



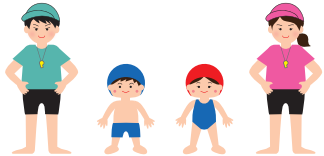
【アレルギー専門相談】

## ぜん息児水泳教室

運動中に発作を起こしにくく、ぜん息児の体力づくりに適している水泳を通じて、健康回復・増進を図ります。医師・看護師が常時待機しています。

◎対象

医師に気管支ぜん息と診断されている5歳児から小学校6年生までの区内在住者



◎申請方法

参加申込書を窓口を持参または郵送でお申し込みください。(電子申請も可)

◎費用

無料

問合せ先

中央区保健所健康推進課給付係 ☎(3546)5400



【ぜん息児水泳教室】

## ぜん息児運動教室

子どもたちが医師など専門スタッフの下でぜん息に関する知識・呼吸法などを学び、有酸素運動を通じて健康の増進を図るとともに、自己管理方法を習得します。

◎対象

医師に気管支ぜん息と診断されている小学校1年生から中学校3年生までの区内在住者

◎申請方法

参加申込書を窓口を持参または郵送でお申し込みください。(電子申請も可)

◎費用

無料

問合せ先

中央区保健所健康推進課給付係 ☎(3546)5400



【ぜん息児運動教室】

## 東京都大気汚染医療費助成

気管支ぜん息などの方を対象に医療費助成を行っています。

◎対象

- ・18歳未満で都内に引き続き1年(3歳未満の方は6カ月)以上住所登録をされている方
  - ・現に気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫のいずれかにかかっている方
  - ・健康保険等に加入している方
- すべての要件を満たしていることが必要です。

◎申請方法

認定申請書に主治医診療報告書、健康保険の加入状況が分かる書類(写し)を添付する。

◎費用

認定疾病に係る医療に関する給付の自己負担額を助成する。(入院時の食事療養標準負担額等を除く。)

※他の法令などにより自己負担額が生じない方は除く。

問合せ先

中央区保健所健康推進課給付係 ☎(3546)5400



【東京都大気汚染医療費助成】



## 子ども発達支援センター ゆりのき

子ども発達支援センターは、育ちに支援を必要とするお子さんやご家族の相談をお受けし、お子さんの発達状況に応じて、さまざまな支援を行う地域の療育の拠点です。

通園・通学前が替わっても、お子さんへの適切な支援が一貫して継続されるよう、保健・福祉・教育を繋ぐ「中央区育ちのサポートシステム」の中心的役割を担い、すべての子どもたちののびやかな育ちを応援します。

所在地:中央区明石町12-1(3階) ☎(3545)9844  
(地図はP74をご覧ください。)

お子さんの発達に関するご相談を受け、お子さんの発達状況に応じて、心理面接、個別療育(理学療法、作業療法、言語療法)、集団療育や児童精神科などの専門相談を活用し、継続的な支援を行います。

対象 0歳から高校生までのお子さん

※新規相談は、原則として就学前までのお子さん

日時 平日午前9時～午後5時

### ◎児童発達支援(幼児室)※

小グループでの遊びや課題を通して、基本的な生活習慣、運動機能や人との関わる力を育てます。幼稚園や保育園という大きな集団でも、意欲や自信を持って適応できるよう支援します。



### ◎保育所等訪問支援※

集団生活に課題のあるお子さんについて、相談員が、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校などを訪問し、お子さんが集団生活に適応できるよう専門的な支援を行います。

### ◎放課後等デイサービス※

小学生から高校生までの障害児の放課後や夏休みなどの居場所づくりの支援を行います。

### ◎障害児相談支援

障害福祉サービスを利用する障害児または保護者に対し、支援計画を作成し、情報提供や関係機関との連絡調整などを行います。

※障害児通所支援の支給決定を受けた方が対象となります。



【実施事業】





## 中央区育ちのサポートシステム

子どもの育ちや特性を理解し、ひとりひとりが持つ力を存分に発揮できるよう、横の連携・縦の連携を図ることで、保護者と一緒に、子どもの育ちを応援します。

### ◎「育ちのサポートカルテ」

集団の中で「お友だちと一緒に」が難しいなど個別の支援を必要とするお子さんの育ちを助けます。保護者

からの申請で、「育ちのサポートカルテ」の作成が始まり、お子さんの成長を見守る環境が整い始めます。

詳しくは子ども発達支援センターにお問い合わせください。



【中央区育ちのサポートシステム】



健康に育つために

# 子育て支援サービス

**登 申** マークのある事業は、ご利用前に登録・申請などの手続きが必要です。各問合せ先へお問い合わせください。

## 子ども家庭支援センター「きらら中央」

子どもと子育てに関する相談に応じるとともに、さまざまな子育て支援サービスを提供しています。また、「中央区要保護児童対策地域協議会」の事務局として、児童相談センターや区内関係機関と連携を図りながら、要保護児童等の早期発見・適時適切な保護や支援を行い、児童虐待や非行などを防止しています。

なお、勝どき分室・日本橋分室・十思分室では、一時預かり保育、トワイライトステイなどのサービスを提供しています。（※実施している事業は分室ごとに異なります。）

### 所在地

- ・子ども家庭支援センター「きらら中央」  
中央区明石町12-1(中央区保健所等複合施設4階)  
☎(3542)6321
- ・子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室  
中央区勝どき1-4-1(3階)  
☎(3534)2103
- ・子ども家庭支援センター「きらら中央」日本橋分室  
中央区日本橋蛸殻町1-31-1(日本橋区民センター2階)  
☎(3666)4267
- ・子ども家庭支援センター「きらら中央」十思分室  
中央区日本橋小伝馬町5-1(十思スクエア1階)  
☎(3665)6530

(地図はP74～80をご覧ください。)

### 受付時間

きらら中央(明石町)、日本橋分室、十思分室  
午前9時～午後5時

勝どき分室  
午前9時～午後6時

### 休館日

きらら中央(明石町)、勝どき分室 祝日・年末年始  
日本橋分室、十思分室 土曜日・日曜日・祝日・年末年始



きらら中央(明石町)受付窓口



勝どき分室(子育て交流サロン「あかちゃん天国」)

【子ども家庭支援センター】



## 子どもと子育て家庭の総合相談

18歳未満の子どもと子育て家庭に関するあらゆる相談に応じ、必要により専門機関の紹介などを行います。

相談の内容に応じて保健、心理、福祉などの専門相談員が個別にお話を伺います。

お子さんに関して、悩みや不安がありましたらお気軽にご相談ください。

※来所される場合は、あらかじめご連絡ください。

### 相談電話

☎(3542)6322



【子どもと子育て家庭の総合相談】

## 一時預かり保育

登 申

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの場合に一時的にお預かりする「一時保育」と、保護者の出産や入院などの緊急な理由によりお預かりする「緊急保育」の2つの事業があります。

### ◎利用対象

0歳(生後57日)から6歳(未就学児)まで

### ◎実施場所

- ・子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室
- ・子ども家庭支援センター「きらら中央」日本橋分室
- ・子ども家庭支援センター「きらら中央」十思分室

### ◎利用時間

- ・一時保育  
午前9時～午後5時(1時間単位で利用)
- ・緊急保育  
午前9時～午後5時  
(1日単位で利用、原則2日以上30日以内)

### ◎利用料金

- ・一時保育 1時間 800円
- ・緊急保育 1日 2,000円(減免制度あり)

※次の施設でも運営事業者の独自事業として一時預かり保育を実施しています。詳しくはお問い合わせください。

昭和こども園	☎(5542)1731
京橋こども園	☎(3564)5532
阪本こども園	☎(6661)9080
晴海こども園	☎(3534)3553
晴海西こども園	☎(6204)2855
まなびの森保育園銀座	☎(6264)4650

### 問合せ先

勝どき分室	☎(3534)2103
日本橋分室	☎(3666)4267
十思分室	☎(3665)6530

「施設利用の予約・取消・確認等」については各施設へお問い合わせください。



【一時預かり保育】





## トワイライトステイ

登 申

仕事などの理由により帰宅が夜間となる場合に、お子さんをお預かりします。

### ◎利用対象

2歳から小学6年生まで

### ◎実施場所

子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室

### ◎利用時間

午後5時～午後10時

### ◎利用料金

1回 2,000円(減免制度あり)

夕食代 1食400円(持ち込みも可)

※京橋こども園でも運営事業者の独自事業としてトワイライトステイを実施しています。詳しくはお問い合わせください。

京橋こども園

☎(3564)5532

### 問合せ先

勝どき分室

☎(3534)2103

「施設利用の予約・取消・確認等」については各施設へお問い合わせください。

【トワイライトステイ】



## 子どもショートステイ

登 申

疾病などの理由により、養育が一時的に難しくなったときに、区が委託する施設または協力家庭で短期間お預かりします。

### ◎利用対象

- ・ 乳児院 生後57日目から3歳未満まで
- ・ 児童養護施設 2歳から中学3年生まで
- ・ 協力家庭 2歳から小学6年生まで

### ◎利用期間

- ・ 乳児院、児童養護施設 原則7日(6泊7日)以内
- ・ 協力家庭 原則3日(2泊3日)以内

### ◎利用料金

1日(24時間以内) 6,000円(減免制度あり)

※以降1日増えるごとに3,000円加算

### 問合せ先

子ども家庭支援センター「きらら中央」

☎(3542)6322

【子どもショートステイ】





## 病児・病後児保育

登 申

仕事などの理由により、入院加療の必要のない病中または病気回復期のお子さんを家庭で看護できないときに区が委託する病児・病後児保育室でお預かりします。

### ◎利用対象

生後7か月から小学3年生まで

### ◎実施場所

<病児・病後児保育室>

- ・ 聖路加国際病院附属保育所 聖路加ナーサリー (定員6名)
- ・ 病児・病後児保育室 ゆめみらい(定員6名)

<病後児保育室>

- ・ ニチイキッズさわやか日本橋浜町保育園 (定員4名)
- ・ 勝どき小児クリニック病後児保育室(定員6名)

### ◎利用料金

1日 2,000円(助成制度あり)

### ◎利用方法

事前にLoGoフォームより登録をしてください。詳しくは区のホームページをご覧ください。

### 問合せ先

子ども家庭支援センター「きらら中央」 ☎(3542)6321



【病児・病後児保育】



## 育児支援ヘルパーの派遣

登 申

育児や家事の支援を必要とする家庭に、区と契約した事業者からヘルパーを派遣します。詳しくはP16「育児支援ヘルパーの派遣」をご覧ください。

### 問合せ先

子ども家庭支援センター「きらら中央」 ☎(3542)6321



【育児支援ヘルパーの派遣】



## 緊急一時保育援助事業

申

保護者の入院などの理由により、家庭での保育が一時的に困難になったときに、区と契約した事業者から保育員(ベビーシッター)を派遣します。

### ◎利用対象

生後0か月から6歳(未就学児)まで

### ◎利用期間

原則として1か月以内(日曜、祝日、年末年始を除く)

### ◎利用時間

午前8時～午後6時の間で9時間以内

### ◎利用者負担金

利用時間および家庭の所得により異なります。

### 問合せ先

子ども家庭支援センター「きらら中央」  
☎(3542)6321



【緊急一時保育援助事業】



## ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援・緊急対応枠)

### ■一時預かり利用支援

保護者が都が認定しているベビーシッターを利用する場合の利用料を助成します。

#### ◎対象期間

満6歳に達する年度の末日までのお子さん、障害のある満12歳(小学6年生)に達する年度の末日までのお子さん

#### ◎利用日、時間

毎日(365日)、午前7時～午後10時

#### ◎助成内容

ベビーシッター利用上限1時間当たり2,500円まで、児童1人当たりの年度及び月当たりの利用時間の上限あり

#### 問合せ先 (一時預かり利用支援)

アデコ株式会社  
中央区ベビーシッター事務局 ☎0120(574)261

### ■緊急対応枠

一時預かり保育(緊急保育)や緊急一時保育援助事業などを利用するまでの繋ぎの期間として、都が認定しているベビーシッターを利用する場合の利用料を助成します。利用するには、子ども家庭支援センターへの事前相談・利用承認が必要です。

#### ◎対象期間

満6歳に達する年度の末日までのお子さん、障害のある満12歳(小学6年生)に達する年度の末日までのお子さん

#### ◎利用日、時間

毎日(365日)、午前7時～午後10時

#### ◎助成内容

ベビーシッター利用上限1時間当たり2,500円まで、児童1人当たり1回最大60時間、一会計年度2回まで

#### 問合せ先 (緊急対応枠)

子ども家庭支援センター「きらら中央」 ☎(3542)6321



【ベビーシッター利用支援事業】



## こども誰でも通園制度

月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件等を問わず、時間単位で保育所等を定期的に利用できる通園制度です。

#### ◎利用対象

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設等に通園していない、0歳6か月から2歳児クラス相当のこども

#### ◎利用時間

子ども1人当たり月20時間、1日当たり8時間まで

#### ◎利用方法

複数月の定期利用(曜日や時間帯固定)

#### ◎利用料金

原則無償

#### 問合せ先

福祉保健部保育課保育計画係 ☎(3546)5739



【こども誰でも通園制度】



## 子育て交流サロン「あかちゃん天国」

お子さんと遊びながら仲間づくりをしたり、育児に対する不安を解消し、楽しく子育てをしませんか。

子育て交流サロン「あかちゃん天国」は、子育てに関するさまざまな情報交換や交流の場として、また、必要な方には育児に関する相談や助言を行うことを目的としたひろばです。お気軽にご利用ください。



【あかちゃん天国】

### ◎利用対象

区内在住の

- ・0歳から3歳になった最初の3月31日までの乳幼児とその保護者
- ・妊娠中の方



子育て支援サービス



## 乳幼児クラブ(児童館)

各児童館では、子育て支援の一環として「乳幼児クラブ」を開設し、保護者とお子さんが一緒に楽しみながら親子の絆が深められる事業を行っています。季節感を取り入れたミニ行事や親子の遊び、いろいろな遊具を使っの自由遊びなどにより、親同士・子ども同士の交流を図ることもできます。

### ◎対象

区内在住で保育園、幼稚園に入園していないお子さん(0歳児から未就学児)とその保護者

### ◎その他

参加費は必要ありません。随時入会できます。  
※詳細は各児童館へお問い合わせください。



【乳幼児クラブ(児童館)】

### ◎実施日時

おおむね週1回で、時間は午前中の1時間程度です。  
※学校休業日(春・夏・冬休みなど)および祝日・年末年始はお休み



## ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けが必要な方(依頼会員)と、子育ての手助けができる方(提供会員)が会員になり、お互いに助け合いながら地域の中で子育てをする相互援助活動です。

### ◎登録方法

依頼会員・提供会員ともに事前の登録が必要です。詳しくはお問い合わせください。

### ◎会員資格

- ・依頼会員：区内在住で、生後57日以上12歳(小学6年生)以下のお子さんを育てている方  
※障害や疾病がある場合はあらかじめセンターにご相談ください。
- ・提供会員：満20歳以上の、健康で子育て経験などがあり、子育ての援助に理解と熱意のある方でセンターが実施する講習会を受講していただいた方

### 問合せ先

中央区社会福祉協議会 ファミリー・サポート・センター  
☎(3206)0120



【ファミリー・サポート・センター】



## 未就学児の遊び場「すきっぷ」

「あかちゃん天国」を卒業した3～5歳児と、保護者の方が遊んで過ごせる場所です。対象のお子さんの弟妹も一緒に利用できます。

### ◎利用対象

区内在住の3歳になったあと最初の4月1日から就学前までの幼児とその保護者の方(上記のお子さんの弟妹がいる場合は、一緒にご利用いただけます。)

### ◎実施場所

・子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室  
勝どき1-4-1 ☎(3534)2103

### ◎利用時間

午前9時～午後4時(祝日及び年末年始のほか、休止日があります。詳しくは施設にお問い合わせください。)

### ◎利用料

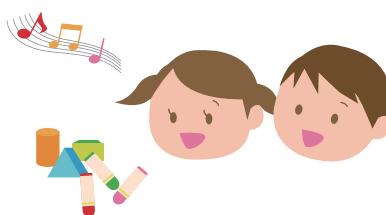
無料

### ◎利用方法

直接施設にお越しください。



【未就学児の遊び場「すきっぷ」】



## 親子で親しむ浜離宮

1年を通じて季節ごとの花が咲き、緑あふれる浜離宮恩賜庭園で自然に親しみ、親子でゆっくりとした時間を満喫してもらうため、6月から3月末まで、子どもと同伴する保護者などの入園料を区が負担します。

### ◎対象者

区内在住の0歳から中学生までの子どもがいる家庭

### ◎入園料

子ども一人につき保護者(同伴者)2名まで入園料無料(水上バスで来場の場合は対象外)

### ◎入園方法

乳幼児医療証または子ども医療証を入園窓口で提示

### ◎その他

4月1日から5月31日までの「浜離宮花と緑の集い」期間中は、「区のおしらせ ちゅうおう」などに掲載する入園整理券により無料で入園できます。

### 「浜離宮花と緑の集い」についての問合せ先

総務部総務課総務係

☎(3546)5233



【浜離宮花と緑の集い】

### 問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課子ども子育て支援係  
☎(3546)5444



【親子で親しむ浜離宮】







## 赤ちゃんファースト

子育てで家庭に対し、出産後、子育て支援サービスの利用や育児用品等と交換できる10万円相当のギフトカードを支給します。

### ◎支給対象者

以下①②の両方に該当する子どもの養育者

- ①子どもが令和7年4月1日以降に出生していること
- ②子どもが誕生日時点で都内に住民登録がされていること

※赤ちゃんファースト+(プラス)(3万円相当)

令和8年1月1日以降令和9年3月31日までの間に子どもが出生しており、誕生日時点の住所が都内にある子どもの養育者が対象です。

※詳しくは都のホームページをご覧ください。



【赤ちゃんファースト(東京都)】



## バースデーサポート

2歳を迎えるお子さんがいる家庭の子育てを応援するために、子育ての状況を把握し、必要な情報提供や相談支援を行うとともに、子育て支援サービスの利用や育児用品等と交換できるWebカタログギフトを支給します。

### ◎支給対象者

2歳を迎える子どもがいる区内の子育て世帯

### ◎支給要件

- ・お子さんの2歳の誕生日時点で区内に住民登録がされていること。
- ・Webアンケートに回答すること。

### ◎ギフトの内容

- 第1子：6万円相当
- 第2子：7万円相当
- 第3子以降：8万円相当



### 問合せ先

中央区保健所健康推進課  
☎(3541)5930



【バースデーサポート】



## 018サポート

都内に在住する18歳以下のお子さんに対し、一人当たり月額5,000円(年額6万円)を支給することで、学びなど子どもの育ちを切れ目なくサポートし、「子育てのしやすい東京」を実現します。

詳しくは都のホームページをご覧ください。

### 問合せ先

018サポート給付金コールセンター ☎0120(056)018



【018サポート】

# 障害のある子ども・家庭への支援



## 特別児童扶養手当

心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父、母または養育者に支給している手当です。

### ◎障害程度を目安

- ①身体障害者手帳1～3級程度の児童(4級の一部を含む)
  - ②愛の手帳1～3度程度の児童
  - ③精神障害または内部障害により、日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童
- ※各種手帳をお持ちでなくても申請できます。

### ◎支給制限

住所要件・在宅要件・扶養義務者の所得要件などによる制限があります。

### ◎手当額

- 1級 月額 58,450円
- 2級 月額 38,930円

### 問合せ先

福祉保健部障害者福祉課障害者福祉係

☎(3546)5389

FAX(3248)1322



【特別児童扶養手当】



## 児童育成手当(障害手当)

心身に障害のある20歳未満の児童を扶養している父、母または養育者に支給している手当です。

### ◎障害程度を目安

- ①身体障害者手帳1・2級程度の児童
  - ②愛の手帳1～3度程度の児童
  - ③脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童
- ※特別児童扶養手当を受給中の方は各種手帳をお持ちでなくても受給できる可能性があります。詳しくはお問い合わせください。

### ◎支給制限

住所要件・在宅要件・扶養義務者の所得要件などによる制限があります。

### ◎手当額

月額 15,500円

### 問合せ先

福祉保健部障害者福祉課障害者福祉係

☎(3546)5389

FAX(3248)1322



【児童育成手当(障害手当)】





## 障害児福祉手当

心身に重度の障害を有するため、日常生活において常時介護されている20歳未満の方に支給している手当です。

### ◎障害程度の目安

- ①身体障害者手帳1級(2級の一部)程度の方
  - ②愛の手帳1度(2度の一部)程度の方
  - ③上記①・②と同程度の疾病、精神障害の方
- ※各種手帳をお持ちでなくても申請できます。

### ◎資格喪失

次のいずれかに該当する場合は、受給できません。

- ①施設に入所しているとき
- ②障害を理由とする公的年金を受けているとき

### ◎支給制限

本人または扶養義務者の所得が基準額以上になると、認定されても手当の支給が制限されます。

### ◎手当額

月額 16,560円

### 問合せ先

福祉保健部障害者福祉課障害者福祉係

☎(3546)5389

FAX(3248)1322



【障害児福祉手当】



## 東京都重度心身障害者手当

心身に重度の障害を有するため、常時複雑な介護を必要とする原則65歳未満の方に支給している手当です。

### ◎障害程度の目安

- ①重度の知的障害で、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する方
  - ②重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方
  - ③重度の肢体不自由者であって、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有する方
- ※各種手帳をお持ちでなくても申請できます。

### ◎支給制限

住所要件・在宅要件・所得要件などによる制限があります。

### ◎手当額

月額60,000円

### 問合せ先

福祉保健部障害者福祉課障害者福祉係

☎(3546)5389

FAX(3248)1322



【重度心身障害者手当】



## 心身障害者福祉手当

原則65歳未満で心身に障害のある方に支給している手当です。

### ◎障害程度目安

- ①身体障害者手帳1～3級の方
- ②愛の手帳1～4度の方
- ③脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の方

### ◎支給制限

住所要件・在宅要件・所得要件(20歳未満の児童の場合には扶養義務者の方の所得要件)・保護者が児童育成手当(障害手当)を受給している場合・障害をお持ちの方が難病患者福祉手当を受給している場合

### ◎手当額

身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1～3度の方  
脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方  
月額 15,500円

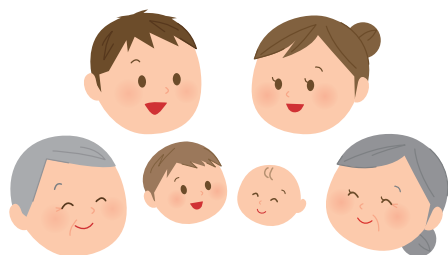
身体障害者手帳3級または愛の手帳4度の方  
精神障害者保健福祉手帳1級の方  
月額 10,200円

### 問合せ先

福祉保健部障害者福祉課障害者福祉係  
☎(3546)5389  
FAX(3248)1322



【心身障害者福祉手当】



障害のある子ども・家庭への支援



## 重度障害者紙おむつの支給

寝たきりもしくは失禁状態にある重度の心身障害のある方、重度の知的障害のある方または重度の精神障害のある方に紙おむつをお届けします。

### ◎障害程度目安

在宅または入院中の方で、3歳以上65歳未満の常時臥床の状態、もしくはこれに準ずる状態にあり、または失禁状態にある、次のいずれかに該当する障害のある方。

- ①身体障害者手帳1・2級の方
- ②愛の手帳1・2度の方
- ③精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
- ④その他特に区長が必要と認める方

### ◎支給内容

区が作成したカタログの中から商品を選択していただき、1カ月につき150枚を限度として無料で支給します。

また、病院などに入院・転院し、病院が指定するおむつ以外を使用することができない場合には、月7,000円を限度におむつ代を助成します。

### 問合せ先

福祉保健部障害者福祉課相談支援係  
☎(3546)6032  
FAX(3248)1322



【紙おむつ等の支給(障害者)】



## 障害児通所支援

通所による療育などの支援が必要な障害児に対して、サービスの支給決定をします。未就学児に対しては児童発達支援、小学生以上の児童に対しては放課後等デイサービスなどのサービスがあります。

### ◎対象

通所による療育などの支援が必要だと認められた障害児

### 問合せ先

福祉保健部障害者福祉課相談支援係

☎(3546)6032

FAX(3248)1322



【障害児通所支援】



## 自立支援給付

居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)などのサービスの支給をします。

### ◎対象

身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)などを取得した障害児または難病の児童で必要と認められた方

### 問合せ先

福祉保健部障害者福祉課相談支援係

☎(3546)6032

FAX(3248)1322



【自立支援給付(法に基づくサービス一覧)】

このほかにも障害のあるお子さんのいるご家庭へのさまざまな支援サービスを行っています。  
詳しくは**障害者福祉課**へお問い合わせください。

# ひとり親家庭の子育て支援サービス



## 児童扶養手当

ひとり親家庭または配偶者が重度の障害の場合で、18歳までの児童を養育している方に支給している手当です。

### ◎受給対象者

次のいずれかに該当する18歳になった最初の3月31日までの児童を養育している方(20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む。)

- ①離婚、死亡などで父または母がいない児童
- ②父または母に重度の障害がある児童
- ③婚姻によらないで生まれた児童

他

### ◎所得制限

養育費や同居している親・兄弟などの所得も加味されます。詳しくはお問い合わせください。

### 問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課子育て給付係

☎(3546)5350-5351



【児童扶養手当】



## 児童育成手当

ひとり親家庭または配偶者が重度の障害の場合で、18歳までの児童を養育している方に支給している手当です。

### ◎受給対象者

次のいずれかに該当する18歳になった最初の3月31日までの児童を養育している方

- ①離婚、死亡などで父または母がいない児童
- ②父または母に重度の障害がある児童
- ③婚姻によらないで生まれた児童

他

### ◎所得制限

扶養親族の人数によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

### 問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課子育て給付係

☎(3546)5350-5351



【児童育成手当】



ひとり親家庭の子育て支援サービス



## ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭などの方が病気やケガをしたとき、安心して病院などで受診できるように医療費の自己負担分の全部または一部を助成しています。

### 問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課子育て給付係

☎(3546)5350・5351

### ◎対象者

次のいずれかに該当する、健康保険に加入している18歳になった最初の3月31日までの児童(中度以上の障害がある場合は20歳未満までの方)と、その児童を養育している方

- ①離婚、死亡などで父または母がいない児童
- ②父または母に重度の障害がある児童
- ③婚姻によらないで生まれた児童

他

### ◎所得制限

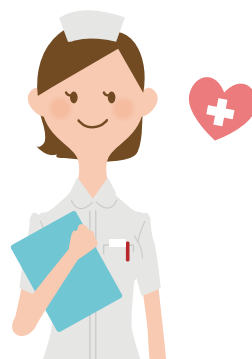
養育費や同居している親・兄弟などの所得も加味されます。詳しくはお問い合わせください。

### ◎助成の範囲

- ・住民税課税世帯 各種保険適用の自己負担分の一部を助成
- ・住民税非課税世帯 各種保険適用の自己負担分全額、入院時の食事療養標準負担額を助成



【ひとり親家庭等医療費助成】



## ひとり親家庭ホームヘルプサービス

ひとり親家庭で日常生活を営むのに著しく支障が生じたときに、ホームヘルパーを派遣します。

※離婚調停中で離婚前に困難な問題を抱えている方なども対象となる場合があります。

### ◎対象となる家庭

義務教育修了前の児童がいるひとり親家庭で、就職活動や疾病、冠婚葬祭などにより、家事または育児などの日常生活に支障が生じ、ホームヘルプサービスの必要があると認められる家庭

### ◎サービス内容

育児(子どもの見守り)、家事(食事の支度、洗濯、掃除など)

### ◎派遣の上限

- ・派遣時間 午前7時～午後10時の間  
育児：原則2時間以上4時間以内  
家事：原則2時間以内
- ・派遣回数 原則として月12回まで  
一時的に支援が必要な場合は1カ月のみ4回まで

### ◎利用者負担金

申請者本人の所得に応じた費用負担があります。

### 問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課子ども子育て支援係

☎(3546)5444



【ひとり親家庭ホームヘルプサービス】

## ひとり親家庭休養ホーム

ひとり親家庭の休養とレクリエーションのため、区指定の宿泊施設や日帰り施設の利用料金の一部を助成しています。

また、観劇やスポーツ観戦の興行入場券の購入費用の一部を助成しています。

### ◎対象者

児童育成手当を受給している方および手当の支給対象児童(3歳未満の方は対象外)

### ◎助成額

4月から翌年3月までの1年間で宿泊施設1泊、日帰り施設1回、観劇・スポーツ観戦等利用助成は助成額に達するまで申請できます。

- ①宿泊施設大人(12歳以上) 1泊 7,000円以内  
小人(3歳以上12歳未満) 1泊 6,300円以内
- ②日帰り施設 1回 3,000円以内
- ③観劇・スポーツ観戦等利用助成 1人 3,000円以内

### 問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課子育て給付係

☎(3546)5350・5351



【宿泊施設】



【日帰り施設】



【観劇・スポーツ観戦等】



ひとり親家庭の子育て支援サービス

## ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父の就労促進のため、区が認める教育訓練講座を受講する場合に、訓練給付金を支給します。事前に面談が必要です。

### ◎対象者

母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けており20歳未満の児童を扶養している方

### 問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課相談支援担当係長付

☎(6278)8421



【ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金】

## ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母または父子家庭の父の就業に有利な資格取得のため、一定期間以上養成機関で修業する場合に、訓練促進給付金を支給します。事前に面談が必要です。

### ◎対象者

児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあり20歳未満の児童を扶養している方

### ◎対象となる資格

看護師、介護福祉士、保育士、製菓衛生師、調理師など

### 問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課相談支援担当係長付

☎(6278)8421



【ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金】



## 母子生活支援施設

母子家庭のための施設として、生活上の問題を抱えているため子どもの養育が十分にできない場合に、母子で入所することができます。

### 問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課相談支援担当係長付

☎(6278)8421

### ◎支援の内容

- ・居室の提供
- ・母子指導員による自立・生活支援

### ◎利用者負担金

所得に応じた費用負担があります。

【母子生活支援施設】



## ひとり親世帯への住宅支援

住宅に困窮しているひとり親世帯を対象に設置している区立住宅です。あき家が発生した場合に募集しています。

なお、都営住宅においては、ひとり親世帯を対象に、抽選の当選確率が高くなる制度や住宅困窮度の高い順にあっせんする募集方式(ポイント方式)があります。

### ◎申込資格

- ①区内に引き続き1年以上居住していること、または、中央区を通じて母子生活支援施設に入所していること
- ②同居者が扶養関係にある18歳未満の児童のみで、配偶者・内縁関係・パートナーシップ関係にある方がいないひとり親世帯であること
- ③年間所得金額が240万円以内であること
- ④現に住宅に困っていること
- ⑤暴力団員でないこと

### 問合せ先

都市整備部住宅課住宅管理係 ☎(3546)5467・5470

【区立ひとり親世帯住宅】



【都営住宅】



## ひとり親家庭日帰りバス研修

ひとり親家庭の親子を対象に、相互の交流やレクレーションを目的とした研修を、中央区ひとり親家庭福祉協議会との共催で年1回実施しています。

### 問合せ先

中央区社会福祉協議会 在宅福祉部推進課

☎(3206)0603

### ◎対象

おおむね4歳以上中学生以下の児童と一緒に参加できる区内在住のひとり親世帯

### ◎時期

毎年7月下旬ごろ



## 東京都母子及び父子福祉資金貸付

母子家庭または父子家庭の生活の安定と、その児童の福祉の増進を図るために、各種資金を貸し付けます。必ず支払い・契約前に事前にご相談ください。

### 問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課子ども子育て支援係

☎(6264)7190

### ◎対象者

都内に6カ月以上居住している母子家庭の母または父子家庭の父で、20歳未満の児童を扶養している方

【母子及び父子福祉資金貸付】



ひとり親家庭の子育て支援サービス



## 養育費確保支援事業

養育費は子どもが健やかに成長するうえで大切なものです。

離婚によりひとり親となる方が養育費を確実に受け取れるよう、養育費の確保に係る手続に必要な費用の一部を補助します。

補助の範囲や上限額等についてはホームページをご覧ください。また、申請をする際は必ず事前にご相談ください。

### 【養育費保証料の補助】

養育費の受取者が、養育費保証会社と養育費に係る保証契約を締結した際に必要となる保証料を補助します。

### 【弁護士費用の補助】

「養育費請求調停」や「強制執行」申立てを行う際の弁護士費用を補助します。

### 【公正証書等作成費用の補助】

養育費の取決めに係る公正証書の作成費用、家庭裁判所の調停申立て・裁判に係る費用を補助します。

### 問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課相談支援担当係長付

☎(6278)8421

### 【ADR費用の補助】

養育費の取決めにADR(裁判外紛争解決手続)を利用する場合の申込料、依頼料に相当する費用や調停期日に係る費用を補助します。

【養育費確保支援事業】



# 子育て情報のページ



## 子育てのヒントがいっぱいです

「中央区地域家庭教育推進協議会」(以下「協議会」といいます。)は、家庭教育の推進や親力の強化を図るため平成16年度に設置した団体で、区、学校関係者、PTA、民生・児童委員、青少年委員など地域の家庭教育関係者で構成しています。

### ①家庭教育学習会の開催

地域全体で子育て家庭を支援するためにPTA・学校・地域と共催し、保護者などに子どもの成長や子育てについて学ぶ機会を提供しています。また乳幼児の子育て家庭も安心してご参加いただけるよう、託児付きの講座も開催しています。

協議会主催の学習会では、乳幼児期、思春期や発達障害を考える講座など、子どもの成長にあわせたコースがあり、専門の講師のお話を聞きながらみなさんと一緒に考えていく学習会を開催しています。

### ②家庭教育講演会の開催

PTA連合会と共催し、保護者が子どもを育てていく力「親力」を高めるため、広く保護者に呼びかけて家庭教育講演会を開催しています。

### ③おやじの出番!

父親が家庭教育に参加するきっかけを作るため、父親が参加しやすい内容の親子参加型(父子優先)の学習会「おやじの出番!」を開催しています。

### 【申込方法】

「区のおしらせ ちゅうおう」や区のホームページ、「家庭教育学習会のお知らせ」をご覧ください、お申し込みください。

### 問合せ先

中央区地域家庭教育推進協議会事務局  
(区民部文化・生涯学習課生涯学習係)

☎(3546)5526

【家庭教育学習会】



おやじの出番!「親子釣り体験教室」



## 親子で楽しめるサークルの情報

区内在住・在勤の方々が社会教育会館などの施設を利用して、さまざまな分野のサークル活動をしています。サークルの中には親子で参加し、音楽やリズム体操(リトミック)を楽しむサークルや、「子育てコミュニティ」をテーマに活動しているサークルもあります。生涯学習情報誌「サークルガイドブック」またはホームページでも紹介していますので、ご活用ください。

### 問合せ先

区民部文化・生涯学習課生涯学習係 ☎(3546)5524

【サークル紹介】



## 託児付き講座の情報

区が開催する講座や講習会では、受講生のお子さんをお預かりしています。各講座の詳細はホームページで紹介していますので、ご活用ください。

### ◎中央区民カレッジ

#### 問合せ先

区民部文化・生涯学習課生涯学習係 ☎(3546)5524

### ◎消費生活講座

#### 問合せ先

中央区消費生活センター ☎(3546)5332

【区民カレッジ】



### ◎男女共同参画講演会

### ◎男女共同参画講座

### ◎講演と映画のつどい

### ◎育児中の保護者社会参加応援事業(ほっと一息私の時間)

### ◎男性の家事育児参画応援講座

#### 問合せ先

男女平等センター「ブーケ21」 ☎(5543)0651

【男女平等センターからのお知らせ  
(講座・イベント)一覧】



## 図書館からのご案内

### 【図書館の利用方法】

図書館の児童室には、絵本や読みもの、紙芝居など子ども向けの本がたくさんあります。また、子ども向けの本を紹介した小冊子「このほんしってる」や赤ちゃんへの絵本選びに役立つ「はじめてであう赤ちゃんえほん」、3歳から5歳児向けの本を紹介した「よんでよんで!」、小学校1年生向けの本を紹介した「ひとりでよめるよ!」を配布しています。

初めて本を借りる時は、住所が確認できる書類(マイナンバーカードなど)をお持ちになれば、その場で「利用カード」が作成できます。

また一人あたり10冊まで2週間借りられます。

### ◎区立図書館

#### ・京橋図書館

中央区新富1-13-14(本の森ちゅうおう2～5階)  
☎(3551)2151

#### ・日本橋図書館

中央区日本橋人形町1-1-17(日本橋小学校等複合施設6・7階)  
☎(3669)6207

#### ・月島図書館

中央区月島4-1-1(月島区民センター3階)  
☎(3532)4391

#### ・晴海図書館

中央区晴海4-8-1(晴海区民センター3・4階)  
☎(5166)3131

#### 開館時間

月～土曜日 午前9時～午後9時  
日曜日・休日 午前9時～午後5時

#### 休館日

京橋・晴海図書館 第3木曜日(休日の場合は翌日)  
日本橋・月島図書館 第4木曜日(休日の場合は翌日)  
共通 年末年始(12月31日～1月2日)  
特別整理期間(年間4日間)

※その他、臨時休館があります。

#### ホームページ

<https://www.library.city.chuo.tokyo.jp/>

図書館の本の検索・予約がインターネットからできます。「こどものページ」や「Teensのページ」(10代向け)もあります。



# BOOK LIST

お子さんに絵本や本を選びたいと思っても、迷ってしまうことが多いのではないのでしょうか。図書館では、おすすめの絵本や本のリストを作成していますので、お役立てください。



## 「はじめてであう赤ちゃんえほん」

0歳から2歳児向け絵本リスト



図書館および保健所・保健センターで配布しています。

## 「よんでよんで！」

3歳から5歳児向け絵本リスト



図書館および保健所・保健センターで配布しています。

## 「ひとりでよめるよ！」

小学校1年生向けリスト



図書館および区内小学校で配布しています。

## 「このほんしってる」

乳幼児から小学6年生向けリスト



図書館および区内の小学校・幼稚園・保育園で配布しています。

## 【おはなし会のご案内】

図書館では、子どもたちが本に親しむために、職員及びボランティアが絵本や紙芝居などを読み聞かせるおはなし会を行っています。親子でお気軽にご参加ください。参加費用は無料です。

### ○開催時間・対象

本の森ちゅうおう (京橋図書館)	(毎週土曜日)	午前11時～11時20分	0～2歳向け
	(毎週火曜日)	午後3時30分～4時	おおむね3歳以上
	(毎週土曜日)	午後3時～3時30分	おおむね3歳以上
日本橋図書館	(毎週水曜日)	午前11時～11時20分	0～2歳向け
		午後3時30分～4時	おおむね3歳以上
	(毎週土曜日)	午後2時～2時30分	おおむね3歳以上
(第1・第3土曜日)	午前11時～11時30分	年齢問わず	
月島図書館	(毎週水曜日)	午後2時30分～3時	0～2歳向け
		午後3時30分～4時	おおむね3歳以上
	(毎週土曜日)	午後2時～2時30分	おおむね3歳以上
晴海図書館	(毎週火曜日)	午前11時～11時20分	0～2歳向け
		午後3時～3時30分	おおむね3歳以上
	(毎週土曜日)	午後3時～3時30分	おおむね3歳以上

※曜日・時間などは変更になる場合がありますので、各図書館にお問い合わせください。

## 【ブックスタートのご案内】

区内在住の0歳児の赤ちゃんへ絵本を渡すブックスタート事業を実施しています。「中央区ブックスタート引換券」は3～4カ月児健診の通知に同封しています。引き換えは、満1歳のお誕生月までです。図書館では、ブックスタートおはなし会を実施していますので、引き換え時にぜひご参加ください。参加費用は無料です。

### ○開催時間・対象

本の森ちゅうおう (京橋図書館)	(第2・第4土曜日)	午前10時30分～10時50分	0歳から満1歳の誕生月まで
日本橋図書館	(第2火曜日)	午前11時～11時20分	
		午後2時～2時20分	
月島図書館	(毎週水曜日)	午後2時～2時20分	
晴海図書館	(第1・第3水曜日)	午後2時～2時20分	

## 子ども読書手帳のご案内

区立小・中学校の児童生徒および区内の幼稚園、保育園の3歳児以上の園児に、自分が読んだ本のタイトルや感想などを記入することができる「子ども読書手帳」を、学校(園)を通じて配布しています。図書館での配布もしています。

また、図書館のホームページからダウンロードすることもできます。

### 問合せ先

本の森ちゅうおう(京橋図書館)	☎(3551)2151
日本橋図書館	☎(3669)6207
月島図書館	☎(3532)4391
晴海図書館	☎(5166)3131





## 赤ちゃん・ふらっと



赤ちゃん・ふらっとは、乳幼児連れでも安心して外出できるようにおむつ替えや授乳などが行えるスペースの愛称です。

赤ちゃん・ふらっととして東京都へ届出をしている施設については、入口などに適合証を掲示していますので、お気軽にご利用ください。

都内の届出施設の一覧はとうきょう子育てスイッチのホームページをご覧ください。

### 問合せ先

東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 ☎(5320)4371  
子ども家庭支援センター「きらら中央」 ☎(3542)6321



【赤ちゃん・ふらっと】



【とうきょう子育てスイッチ】



## 子どもへの虐待をなくそう！

### ◎児童の虐待とは…

本来子どもを守るべき立場の親や親に代わる保護者が、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長を損なう行為をいいます。

### ◎こんな行為は虐待です

#### ■身体的虐待

叩く、殴る、蹴る、タバコの火などを押し付ける、逆さづりにする、戸外にしめ出すなど

#### ■ネグレクト(養育の放棄または怠慢)

適切な衣食住の世話をせず放置する、病気なのに医師にみせない、乳幼児を家に残したまま外出する、学校等に登校させないなど

#### ■心理的虐待

無視、拒否的な態度、罵声を浴びせる、言葉によるおどし、脅迫、夫婦喧嘩や配偶者への暴力など

#### ■性的虐待

子どもへの性交や性的暴行、性器や性交を見せるなど

### ◎しつけと虐待は違います

しつけは子どもの成長のために大切なことです。けれど、しつけは「子どものためにする行為」であり、保護者が自分の感情を解消するための行為ではありません。子どもの心を傷つけないよう、叱るときは次の点に気をつけましょう。

- ・叱るべきときに、その場ですぐに短時間で叱りましょう。
- ・なぜ叱っているのか、言葉で適切に伝えましょう。
- ・子どもの存在を否定するようなことは、決して言わないようにしましょう。
- ・叱ったあとは、ケアやフォローをしてあげてください。

### ◎児童虐待かな?と思ったら

迷わずご連絡ください。通告後、慎重に調査をして対応します。通告した方の秘密は守られます。虐待ではなかったとしても通告した方の責任は問われません。あなたの一言が子どもと保護者を救うきっかけになります。



### ★児童虐待情報専用電話

「子どもほっとライン」

☎(3542)6328

月～金曜日 午前9時～午後5時

### ★夜間、土・日曜日、祝日、年末年始の場合

児童相談所全国共通ダイヤル

☎189

### ★夜間、緊急の場合

お近くの警察署

☎110番

## COLUMN

### オレンジリボンとは…

子ども虐待を防止するというメッセージがこめられています。



NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク  
はオレンジリボン運動の総合窓口です。  
<http://www.orangeribbon.jp/>



【児童虐待防止対策】



## ヤングケアラーへの支援

### ◎ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に過度に行っている子ども・若者のことです。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

ヤングケアラーは、家庭内の問題で表面化しにくいことや、本人・家族に自覚がなく支援につながりづらいことから、周囲の大人の理解や気づきが大切です。

周りに心配な子どもや家庭を見かけたら、ご相談ください。

### ★ヤングケアラーに関する相談窓口

子ども家庭支援センター「きらら中央」 ☎(3542)6322  
午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)



【ヤングケアラーへの支援】



# 保育園・幼稚園



## 保育・教育にかかる無償化・補助の制度について

### 利用する施設・事業

### 無償化・補助の制度の概要

- 認可保育所
- 認定こども園(長時間)
- 地域型保育事業

**無償**  
となります

◎ 保育を必要とする事由に該当するお子さんが対象です。

- 区立幼稚園
- 私立幼稚園(子ども・子育て支援新制度移行園)
- 認定こども園(短時間)
- 就学前障害児の療育

**無償**  
となります

◎ 保育を必要とする事由は必要ありません。  
※ 預かり保育は含みません。  
※ 私立の幼稚園・認定こども園：特定負担額等が **私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金** による補助の対象となります。

- 私立幼稚園(子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園)

**補助**  
の制度があります

#### 子育てのための施設等利用給付 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金

- ◎ 保育を必要とする事由は必要ありません。
- ◎ 施設等利用給付認定を受ける必要があります。



【幼稚園等の保護者向け補助金】

- 東京都認証保育所

**補助**  
の制度があります

#### 認証保育所保育料補助金

- ◎ 保育を必要とする事由に該当するお子さんが対象です。
- ◎ 0-2歳児クラスで住民税非課税世帯の方、3-5歳児クラスの世帯の方は、施設等利用給付認定を受ける必要があります。



【認証保育所保育料補助金】





## 利用する施設・事業

● 企業主導型保育事業

● 認可外保育施設  
● 居宅訪問型保育事業  
(ポピンズナニーサービスを除く)

● 幼稚園・認定こども園  
(短時間)の預かり保育  
● 一時預かり事業  
● 病児・病後児保育事業  
● ファミリー・サポート・センター事業

補助  
の制度があります

補助  
の制度があります

## 無償化・補助の制度の概要

### 認可外保育施設保育料補助金

- ◎ 0-2歳児クラスで住民税課税世帯の方が対象です。
- ◎ **保育を必要とする事由**に該当するお子さんが対象です。
- ◎ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設・事業が対象です。



【認可外保育施設保育料補助金】

### 子育てのための施設等利用給付

- ◎ 0-2歳児クラスで住民税非課税世帯の方、3-5歳児クラスの世帯の方が対象です。
- ◎ **保育を必要とする事由**に該当するお子さんが対象です。
- ◎ **施設等利用給付認定を受ける必要があります。**
- ◎ 自治体から無償化に伴う「確認」を受けている施設等が対象です。



【子育てのための施設等利用給付】



【子育てのための施設等利用給付認定】

- ※1 **保育を必要とする事由**とは、共働きや、ひとり親で働いているなどのご家庭が該当します。
- ※2 私立幼稚園は子ども・子育て支援新制度に移行している園と移行していない園に分けられます。ご利用の施設がどちらに該当するかについては、施設にご確認ください。
- ※3 企業主導型保育事業は、幼児教育・保育の無償化により、標準的な利用料の金額が減額されます。

## 問合せ先

認可保育所等の入園や施設等利用給付の認定について  
福祉保健部保育課保育入園係 ☎(3546)5227・5387・9587

施設等利用給付の給付(請求)やその他の補助制度について  
福祉保健部保育課保育給付係 ☎(3546)5422

療育について  
福祉保健部障害者福祉課相談支援係 ☎(3546)6032



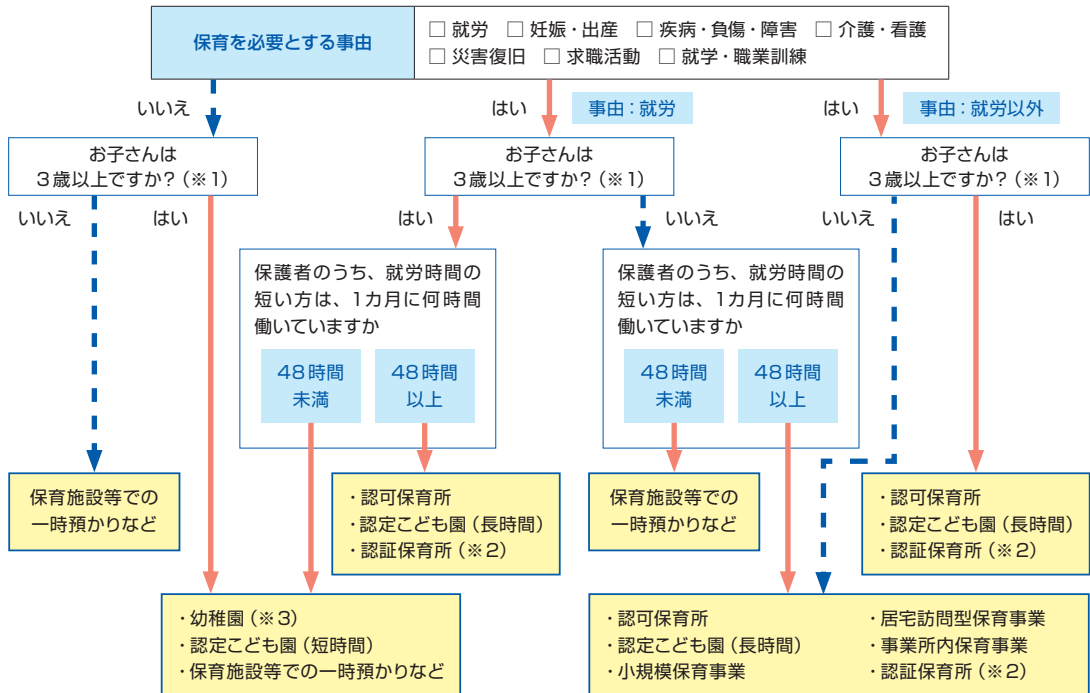


## 子どもをあずける

あなたの利用できる預け先は？下の表で確認してみましょう。

はい → いいえ ←

### 保護者の状況が、次のいずれかに当てはまりますか？



（※1）年齢の基準日は、預けたい年度の4月1日現在。

（※2）認証保育所保育料の補助については、P60をご参照ください。

（※3）区立幼稚園では預かり保育を実施しています。P64をご参照ください。



## 教育・保育給付認定

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行した園に限る）を利用する場合は、教育・保育給付認定を受ける必要があります。この認定は、子どもの年齢や保育の必要性の有無に応じて次の3つの区分に分けられます。

年齢	利用する施設	認定	認定条件
満3歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼稚園</li> <li>● 認定こども園（短時間）</li> </ul>	1号認定（教育認定）	教育のみを希望していて、「保育を必要とする事由」に該当しない場合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認可保育所</li> <li>● 認定こども園（長時間）</li> <li>● 小規模保育事業※</li> <li>● 居宅訪問型事業（障害児向け）</li> <li>● 居宅訪問型事業（待機児童向け）※</li> <li>● 事業所内保育事業※</li> </ul>	2号認定（保育認定）	保育所等での保育を希望していて、「保育を必要とする事由」に該当する場合
3歳未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認可保育所</li> <li>● 認定こども園（長時間）</li> <li>● 小規模保育事業</li> <li>● 居宅訪問型事業（障害児・待機児童向け）</li> <li>● 事業所内保育事業</li> </ul>	3号認定（保育認定）	保育所等での保育を希望していて、「保育を必要とする事由」に該当する場合

※2歳児クラスに該当する方のみ利用可能



## 保育園・幼稚園等のご案内

申込先	対象年齢	保育施設・事業	施設・事業概要
中央区	0～5歳	区立・私立認可保育所	国が定めた設置基準(施設の広さ、人員配置など)を満たした施設です。保護者が就労、疾病などの事由により家庭において保育を行うことが困難である場合に、保護者に代わって保育をします。
		区立・私立認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て相談や一時預かりなどを行う施設です。長時間・保育所部分は認可保育所に準じます。 ◎短時間・幼稚園部分の子どもは各施設に直接申し込みをしてください。
	3～5歳	区立幼稚園	学校教育法に基づき、3歳から就学前までの子どもに幼児教育を提供する施設(学校)です。教育時間終了後や長期休暇中に預かり保育を有償で行っています。また、希望者に対して無償で弁当給食を提供しています。詳しくはP64をご参照ください。
	0～2歳 (地域型保育事業)	小規模保育事業	少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う事業です。
居宅訪問型保育事業(障害児向け)		障害などで個別の対応が必要な子どもを対象に、居宅で1対1を基本として保育を行う事業です。	
居宅訪問型保育事業(待機児童向け)		認可保育所などに申し込み、待機となった子どもを対象に、居宅に保育者を派遣し、1対1の保育を行う事業です。	
各保育施設	各施設ごとで設定	事業所内保育事業(地域枠)	会社の従業員用の保育施設で、定員の一部を地域枠とし、従業員の子どもと一緒に保育を行う事業です。 ◎従業員の子どもが従業員枠で利用する場合は各事業所に直接申し込みください。
		東京都認証保育所	東京都独自の設置基準(施設の広さ、人員配置など)を満たした認可外保育施設です。 ◎区では、東京都認証保育所を利用する方の負担を軽減するため、一定の基準を満たしている世帯を対象に保育料の補助を実施しています。
		企業主導型保育事業	企業が単独または共同で設置し、働き方に応じた多様で柔軟な保育を提供する事業です。定員の一部を地域枠とし、地域の子どもの受入れも行っている場合があります。 ◎幼児教育・保育の無償化により、対象世帯は標準的な利用料の金額が減額されます。
		その他の認可外保育施設	東京都福祉局のホームページで一覧を掲載しています。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。 ◎幼児教育・保育の無償化により、「子育てのための施設等利用給付」の「認定」を受けたお父さんは、利用料の一部が給付の対象となります。また、区では、保護者の方の負担を軽減するため、一定の基準を満たしている世帯を対象に保育料の補助を実施しています。



### ◎施設について



【認可保育所施設案内】



【認定こども園施設案内】



【中央区立幼稚園案内】



【地域型保育事業】



【認証保育所施設紹介】

### ◎申し込みについて



【保育園の入園・転園等に関するご案内】



【区立幼稚園への入園】



## 区立幼稚園のご案内

幼稚園は〈子どもがはじめて出会う〉学校です。「生きる力」の基礎を、豊かな遊びと学びを通して育てます。区立幼稚園全園で3歳児保育を実施しています。

園児募集は毎年10月末ごろ実施しますが、定員に空きのある園では随時入園を受け付けています。また、通園区域は小学校の通学区域に準じています。

### 問合せ先

教育委員会事務局学務課学事係 ☎(3546)5514



【区立幼稚園一覧】

### ◆幼稚園弁当給食の提供

区立幼稚園全園で、希望者に対して無償で弁当給食を提供しています。

なお、夏休みなどの長期休業日(預かり保育利用時)は有料です。

### ◆幼稚園の預かり保育

幼稚園教育時間終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズにお応えするため、区立幼稚園全園で預かり保育を実施しています。

詳しくはお問い合わせください。

### 問合せ先

教育委員会事務局学務課幼児教育支援係 ☎(6278)8089



【区立幼稚園の弁当給食】



【区立幼稚園の預かり保育】



## 多様な集団活動等利用支援事業

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の幼児を対象とした多様な集団活動について、区の定める基準に適合した集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付しています。

### ◎対象者

対象施設を利用する3歳児クラスから小学校就学前の幼児の保護者であって、子育てのための施設等利用給付等を受けていない方

詳しくはお問い合わせください。

### 問合せ先

教育委員会事務局学務課幼児教育支援係 ☎(6278)8089

【多様な集団活動等利用支援事業】



# 就学・子どもの居場所づくり



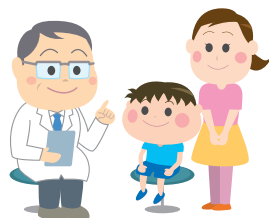
## 就学時健康診断

教育委員会では、翌年4月に小学校入学予定のお子さんを対象に、就学時健康診断を行います。対象となるお子さんの保護者あて、教育委員会から就学時健診のご案内をし、毎年11月に学区の小学校を会場に実施しています。

### 問合せ先

教育委員会事務局学務課保健給食係

☎(3546)5516



【就学時健康診断】



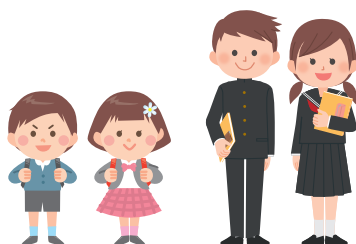
## 小学校・中学校のご案内

教育委員会では、お住まいの住所地により通学区域を定めています。

### 問合せ先

教育委員会事務局学務学事係

☎(3546)5514



【区立学校一覧】



## 就学援助・就学奨励制度

経済的な理由により国公立小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者を対象に、その費用の一部(学用品費など)を援助する「就学援助・就学奨励制度」があります。中央区立小中学校に在籍している方は、学校を通じて4月当初に申請書を配布します。国立・他区立の小中学校に在籍している方は、学務課窓口で申請書を配布します。

また、新入学児童生徒学用品費については、入学前に支給しています。

### 問合せ先

教育委員会事務局学務課学事係

☎(3546)5514

【就学援助および就学奨励】





## 子どもの居場所「プレディ」

お子さんの健全育成を図るため、保護者の就労状況にかかわらず、放課後や土曜日などに児童が安全に安心して過ごせるよう、学校内の施設を活用し、子どもの居場所「プレディ」を開設しています。プレディでは「地域の子どもは地域で育てよう!」という趣旨のもとサポーター(保護者や地域のボランティア)の協力も得ており、毎日の勉強や遊びの中で地域の大人と交流することができます。

### ◎対象者(利用登録申込制)

区立小学校に在学、または区内に居住し、区外の小学校に在学している児童。ただし、通学先の学校と通学区域内の学校の双方にプレディが開設されている場合は、いずれか一方にしか登録できません。

### ◎開設日時

- ・月曜日～金曜日 放課後～午後5時
  - ・土曜日、春・夏・冬休みなど 午前8時30分～午後5時
- ※日曜日・祝日・年末年始はお休み  
 ※保護者の就労など特別な事情がある場合は午後7時30分まで(土曜日は午後6時まで)

### ◎費用

無料。ただし傷害・賠償責任保険料と各種教室に参加する際に、材料費等の実費がかかる場合があります。午後6時を過ぎて利用する場合は有料となります。

### ◎利用登録申込

- 毎年2月に次年度の利用登録申込を受付けます。
- ※年度の途中で申込みすることもできます。
- ※公設学童クラブおよび民設民営学童クラブと重複して登録することはできません。
- 詳しくはお問い合わせください。

### 問合せ先

各プレディへ



【子どもの居場所(プレディ)づくりの推進】



## 学童クラブ

保護者の就労、疾病等の理由により、放課後に家庭での適切な保護育成を受けることができない児童を対象に、各児童館および一部の小学校内に学童クラブを設けています。

### ◎対象

- ・**児童館学童クラブ**  
区立小学校に在学、または区内に居住し、区外の小学校に在学している児童
- ・**学校内学童クラブ**  
学校内学童クラブのある小学校に在学、または当該小学校の通学区域内に居住している児童

### ◎利用日時

#### 公設学童クラブ

- 月曜日～金曜日 放課後～午後6時
- 土曜日 午前8時30分～午後5時
- 春、夏、冬休みなど 午前8時30分～午後6時
- ※日曜日、年末年始および祝日は休み
- ※就労などにより必要と認められる方については、土曜日を除き午後7時30分まで利用できます。(午後6時を過ぎて利用する場合は有料になります。)
- ※学校内学童クラブについて、土曜日は午前8時30分～午後6時

#### 民設民営学童クラブ

利用日時、利用料金については、以下二次元コード内の施設へお問い合わせください。

### 問合せ先

各学童クラブへ



【学童クラブ事業】



【民設民営学童クラブ】



## 児童館

区内の18歳までの児童に健全な遊びの場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的として区内8カ所に設置しています。児童館では、スポーツ教室、工作教室、各種行事の開催を行っています。

### 問合せ先

各児童館へ



【児童館】

### ◎開館時間

築地・浜町・月島児童館 午前9時～午後5時

新川・堀留町・佃・勝どき・晴海児童館

午前9時～午後8時

(小学生以下は午後5時まで)

※学童クラブは別途利用時間を設けている。

### ◎休館日

祝日(こどもの日を除く。)

および年末年始



## 子どもの学習・生活支援事業

生活困窮家庭、ひとり親家庭などの小学4年生から中学生向けに、大学生や社会人の学習支援ボランティアによる少人数制指導の学習会を行っています。また、高校生世代には学習指導や、進路相談のための支援スタッフが常駐する学習スペース(居場所)を設けています。

### 問合せ先

福祉保健部地域福祉課福祉総合相談係

☎(6278)8059

福祉保健部子ども子育て支援課子ども子育て支援係

☎(3546)5444



【子どもの学習・生活支援事業】

### ◎対象

区内在住の生活困窮家庭(生活保護世帯、就学援助受給世帯)、ひとり親家庭など(児童扶養手当受給世帯)または所得がこれに相当する世帯の小学4年生から高校生世代(高校中退者や未進学者を含みます。)

### ◎場所

区内公共施設など

### ◎費用

無料

○詳しくはお問い合わせください。



就学・子どもの居場所づくり

# ひとりで悩まないで



## 民生・児童委員、主任児童委員

民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、地域の身近な相談相手として、福祉に関するさまざまな相談に応じています。また、児童福祉法に基づく児童委員を兼ねており、一部の児童委員は児童や子育てに関する問題を専門的に担当する主任児童委員に指名されています。

民生・児童委員、主任児童委員は相談内容などについて秘密を守ることが義務付けられていますので安心してご相談ください。

委員の連絡先については、福祉保健部地域福祉課地域福祉推進係(☎3546-5393)までお問い合わせください。



【民生・児童委員、主任児童委員とは】



# いざというときに備えて



## 子どもを守るための防災対策

災害時に自宅で生活を続けるためには、飲料水や食料、携帯トイレ、生活用品の備蓄、家具類の転倒防止対策など、日頃からの備えが大切です。

また、必ずしも家族全員がそろっている時に、災害が起こるとは限りません。いざ!という時のために、家族との連絡方法や避難先などを事前に確認しておきましょう。

※詳しくは、区ホームページ掲載「わが家わがまちの防災ハンドブック」の「2 わが家の被害と対策(自助)」をご覧ください。



【防災パンフレット】

### 問合せ先

防災危機管理課防災危機管理担当 ☎(3546)5510

### 家庭での備蓄

◇飲料水や食料、携帯トイレ、生活用品を備蓄しましょう。

◇妊娠週数や子どもの年齢に応じた備蓄品を備えましょう。

※最低3日分(推奨1週間分)を備えましょう!

※日頃から食べ慣れているものや使い慣れているものを少し多めに購入する「日常備蓄」が、自宅で生活を続けるために必要な取組です。

※アレルギーや疾患がある場合など、自分や家族にとって必要なものを確認して、準備しましょう。

### 主な備蓄品

#### 【飲料水・食料・携帯トイレ・生活用品】

- 飲料水(1人1日3ℓ)
- 食料
- 携帯トイレ(1人1日5枚)
- ウェットティッシュ
- ティッシュペーパー
- トイレ用紙
- 生理用品
- 常備薬
- 懐中電灯
- 携帯ラジオ
- 電池
- モバイルバッテリー
- カセットコンロ
- カセットガスボンベ

#### 【乳幼児に必要なもの】

- 飲料水(粉ミルク用)
  - 育児用ミルク
  - 離乳食
  - 紙おむつ
  - おしりふき
  - 哺乳瓶・消毒剤または使い捨て哺乳瓶・乳首
- ※母乳育児、また普段から育児用ミルクを使用している場合、普段使用していない乳首や育児用ミルクを嫌がることもあるため、事前に試した上で用意しておく必要があります。
- ※育児用ミルク(アレルギー用ミルク、特殊ミルクを含む)は、災害時に備えて、普段から多めに購入しておきましょう。

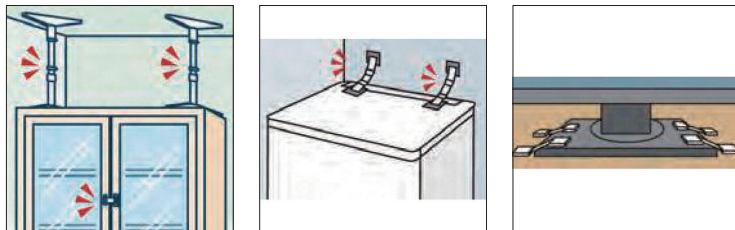


子どもを守るために備えて

## 室内の家具類転倒防止などの対策

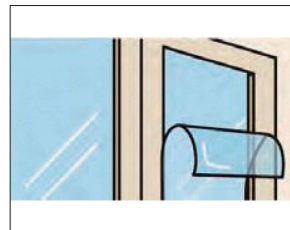
- ◇家具類転倒防止器具を設置しましょう。
- ◇ガラス飛散防止フィルムを貼りましょう。
- ※室内の安全性を確保することは、普段の子どもの事故予防にも役立ちます!

### 家具類転倒防止



大きな棚や冷蔵庫、テレビなどは、つっぱり棒やストッパーで固定します。

### ガラス飛散防止



食器棚などのガラスに飛散防止フィルムを貼ります。

## 家族との連絡方法などの確認

- ◇家族との連絡方法を確認しましょう。
- ◇子どもの保育園・幼稚園、かかりつけ医療機関の連絡先を確認しましょう。

1. 安否確認方法	災害用伝言ダイヤル(171)
	災害用伝言板(web171)
	SNS(X(旧Twitter)、Facebook、LINE など)
	Googleパーソンファインダー
2. 非常時の連絡先	保育園・幼稚園の連絡先
	連絡先：
	かかりつけ医療機関の連絡先
	連絡先：

## 避難先の確認

- ◇自宅が安全が確保できる場合は「在宅避難」を推奨しています。
- ◇避難所(防災拠点)を確認しましょう。
- ◇非常時の持ち出し品を確認しましょう。

※区では、家屋の倒壊や焼失で、自宅での生活が困難になった区民の方を一時的に受け入れるため、小・中学校などの区立施設を避難所(防災拠点)に指定しています。防災拠点には、避難所機能のほか、医療救護所、地域活動拠点、情報拠点といった役割があります。詳しくは、区ホームページ掲載「わが家わがまちの防災ハンドブック」の「5 わがまちの対策(公助)」をご覧ください。

【防災パンフレット】



- ※持ち出し品は、妊娠週数や乳幼児の年齢に応じて必要なもの確認して、準備しましょう。
- ※母子健康手帳や診察券、お薬手帳なども携帯しておく、災害時に役立ちます。

### 避難所(防災拠点)の確認方法

避難所(防災拠点)は、中央区ホームページや中央区防災マップアプリで確認できます。また、区役所本庁舎1階防災危機管理課の窓口や各出張所で防災マップを配布しています。



【避難所・避難場所】



【中央区防災マップアプリ】



## 子どもに起こりやすい事故とその予防・対処法

子どもにとって、事故やケガはつきものです。ほとんどの事故は、周囲の大人が注意すれば防げることが多いのですが、目を離した隙や、ついうっかりしていた時によく起こりがちです。事故予防対策はもちろんですが、事故が起こっても慌てずに済むよう応急処置の方法を知っておきましょう。

詳細は子ども家庭庁「こどもの事故防止ハンドブック」をご確認ください。

【こどもの事故防止ハンドブック】



## SIDSから赤ちゃんを守ろう！

乳幼児突然死症候群(SIDS)は、それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気です。

### 〈SIDSから赤ちゃんを守るための3つのポイント〉

SIDSのはっきりとした発病原因は、いまだに解明されていませんが、これまでの研究から3つのポイントに留意すれば、発症の可能性は小さくすることができます。

1. うつぶせ寝は避ける
2. たばこはやめる
3. 無理のない範囲で母乳で育てる



【赤ちゃんが安全に眠れるように】



子育てガイドブックに備えて



## 交通安全について

### ◎ヘルメットを正しく着用しましょう

都内の自転車事故により、多くの方が頭部の損傷が主因で亡くなっています。ヘルメットを正しく着用することで、死亡事故のリスクを大幅に減らすことができます。大人も子どももヘルメットを正しく着用し、安全に自転車を利用しましょう。

### ◎自転車保険に加入しましょう

自転車事故に係る高額賠償請求事例が発生しています。都条例で、自転車利用者および未成年の子どもが自転車を利用するときは、保護者に対して自転車損害賠償保険などの加入が義務化されています。いざという時に備え、親子で自転車保険に加入しましょう。

### ◎遊具は安全な場所で使用しましょう

ローラースケート、スケートボード、キックスケーター

などは乗り物ではなく遊具です。事故を防ぐためにも、道路上で使用してはいけません。使ってもよい場所で安全に楽しみましょう。

### 問合せ先

環境土木部交通課交通対策係

☎(6278)8171

### 【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

### ● 電動アシスト自転車を安全に利用しましょう



電源を入れるときは、両手はハンドル、両足は地面に。

前抱っこはダメ



発進時は、ペダルをゆっくり踏み込みましょう。

### ● お子さん2人を乗せる場合は基準を満たした自転車に乗りましょう

幼児2人を乗せる場合には一定の安全基準を満たした「幼児2人同乗用自転車」を使いましょう。普通の自転車の前後に座席を取り付けて幼児2人を乗せてはいけません。



幼児2人同乗基準適合車  
社団法人自転車協会

幼児2人同乗  
基準適合マーク



### ⚠ 注意

- ・お子さんを座席に乗せる時は、必ずベルトをしめましょう。
- ・お子さんを座席に乗せたまま、自転車から離れないでください。



出典：東京都都民安全総合対策本部総合推進部総合推進課  
「令和8年3月発行 自転車安全利用普及啓発リーフレット」



## 安全な製品を選び、取扱説明書をよく読んで使用しましょう

子どもが使う製品は、対象の月齢や年齢に合ったものを選び、取扱説明書や使用上の注意をよく読んで、正しく使用しましょう。また、安全に配慮された製品には様々なマークが付いたものがあります。マークの意味を知って、製品選びに役立てましょう。



**PSC**マークは**Product**(製品)、**Safety**(安全)、**Consumer**(消費者)を表し、国の定めた安全基準検査に合格した製品に付いています。対象製品には、製造又は輸入業者に国の安全基準に適合しているかどうかの自己確認が義務付けられている「特別特定製品以外の特定製品」と、第三者機関の検査が義務付けられている「特別特定製品」があります。特別特定製品には乳幼児用ベッドやライターも指定されています。



**SG**マークは、**Safe Goods**(安全な製品)を表し、一般財団法人製品安全協会が定めた安全基準に適合したと認証されたことを示すマークです。万一、**SG**マーク付き製品に欠陥があり、それを原因として人身損害が起きた場合、賠償する制度も付加されています。**SG**マークの表示対象の子ども向け製品には、ベビーカー、すべり台、乳幼児用ベッド、抱っこひも、幼児用ベッドガードなどがあります。



**ST**マークは、14歳未満の子ども向け玩具に付けられるマークで、「安全面について注意深く作られたおもちゃ」として玩具業界が推奨するものです。一般社団法人日本玩具協会が策定した玩具安全(**ST**)基準に適合している玩具には**ST**マークが表示されています。また、**ST**マーク付きの玩具には、対象年齢が記載されています。対象年齢が低い玩具は、喉に詰まらない大きさである、部品が外れにくい、尖った部分がない等、安全性をより配慮した設計になっています。

出典：「子どもを事故から守る! 事故防止ハンドブック」(子ども家庭庁ホームページ)(参照 令和7年3月1日)

なお、事故が起きた場合、製造元や中央区消費生活センターに情報提供してください。一人一人の行動が次の事故を防ぎ、より安全・安心な商品の改善・開発につながります。

### 問合せ先

中央区消費生活センター

☎(3543)0084





◎ 中央区役所	築地1-1-1	代 3543-0211
● 京橋図書館(本の森ちゅうおう)	新富1-13-14	3551-2151
● 中央区保健所		3541-5930
● 福祉センター		3545-9311
● 子ども家庭支援センター「きらら中央」	明石町12-1	3542-6321
● 子ども発達支援センター ゆりのき		3545-9844
● 教育センター		3545-9201
● 男女平等センター「ブーケ21」	湊1-1-1	5543-0651
● 築地社会教育会館	築地4-15-1	3542-4801
● 中央区社会福祉協議会	八丁堀4-1-5	3206-0506

認可保育所		
1 桜川保育園	入船1-1-13	3553-0020
2 明石町保育園	明石町12-1	3542-0020
3 築地保育園	築地4-15-1	3543-3156
4 八丁堀保育園	八丁堀4-5-10	3537-6551
5 まなびの森保育園 銀座	銀座1-12-6	6264-4645
6 プライト保育園 東京入船	入船3-5-10 藤和入船ビル2階	5540-0190
7 TKチルドレンズ ファーム湊校	湊1-2-9 TKオフィスビルディング1~4階	6222-9440
8 ぼけっとランド 明石町保育園	明石町7-15 ばばす明石町ビル2・3階	5148-1102
9 さくらさくみらい 新富町	築地3-1-12 フィルパークTOKYO GINZA Shintomi.Lab1~3階	6260-4838
10 さくらさくみらい 築地	築地3-10-7	6264-1439
11 太陽の子 新川保育園	新川1-24-1 DAIHO ANNEX2階	6222-6611
12 アイگران 保育園新川	新川1-26-9 新川イワデビル1・2階	5542-0848
13 ミアヘルサ保育園 ひびき八丁堀	新川12-30-3 NMビル1~4階	6262-8715

認定こども園		
1 京橋こども園	京橋2-17-7	3564-5531
2 昭和こども園	八重洲2-1-4 八重洲セントラルスクエア2・3階	5542-1731

地域型保育事業所		
1 キャリー保育園 八丁堀	湊1-2-2 大倉ビル1階	6228-3426
2 Kuukids (クークィッズ)	銀座1-19-7 JRE銀座-丁目イーストビル1階	5524-2867

認証保育所		
1 ポピンズナーサリー スクール京橋	銀座1-25-3 京橋プラザ1階	3538-2101
2 グローバルキッズ 新川園	新川12-16-10 プライムアーバン新川3階	3553-4141

児童館		
1 築地児童館	築地7-9-17	3544-0127
2 新川児童館	新川12-13-4	3553-2084

幼稚園		
1 泰明幼稚園	銀座5-1-13	3571-5395
2 中央幼稚園	湊1-4-1	3551-4498
3 明石幼稚園	明石町1-15	3541-9522
4 京橋朝海幼稚園	築地2-13-1	3541-6280
5 明正幼稚園	新川12-13-4	3551-4864

小学校		
1 城東小学校 (プレディ城東)	八重洲2-2-1	3272-1611 (6665-6710)
2 泰明小学校	銀座5-1-13	3571-1765
3 中央小学校 (プレディプラス中央)	湊1-4-1	3551-0565 (3551-0522)
4 明石小学校 (プレディプラス明石)	明石町1-15	3541-8335 (3544-2860)
5 京橋築地小学校 (プレディプラス京築)	築地2-13-1	3541-0642 (3545-2843)
6 明正小学校 (プレディプラス明正)	新川12-13-4	3551-5812 (3551-3673)

中学校		
1 銀座中学校	銀座8-19-15	3545-8011

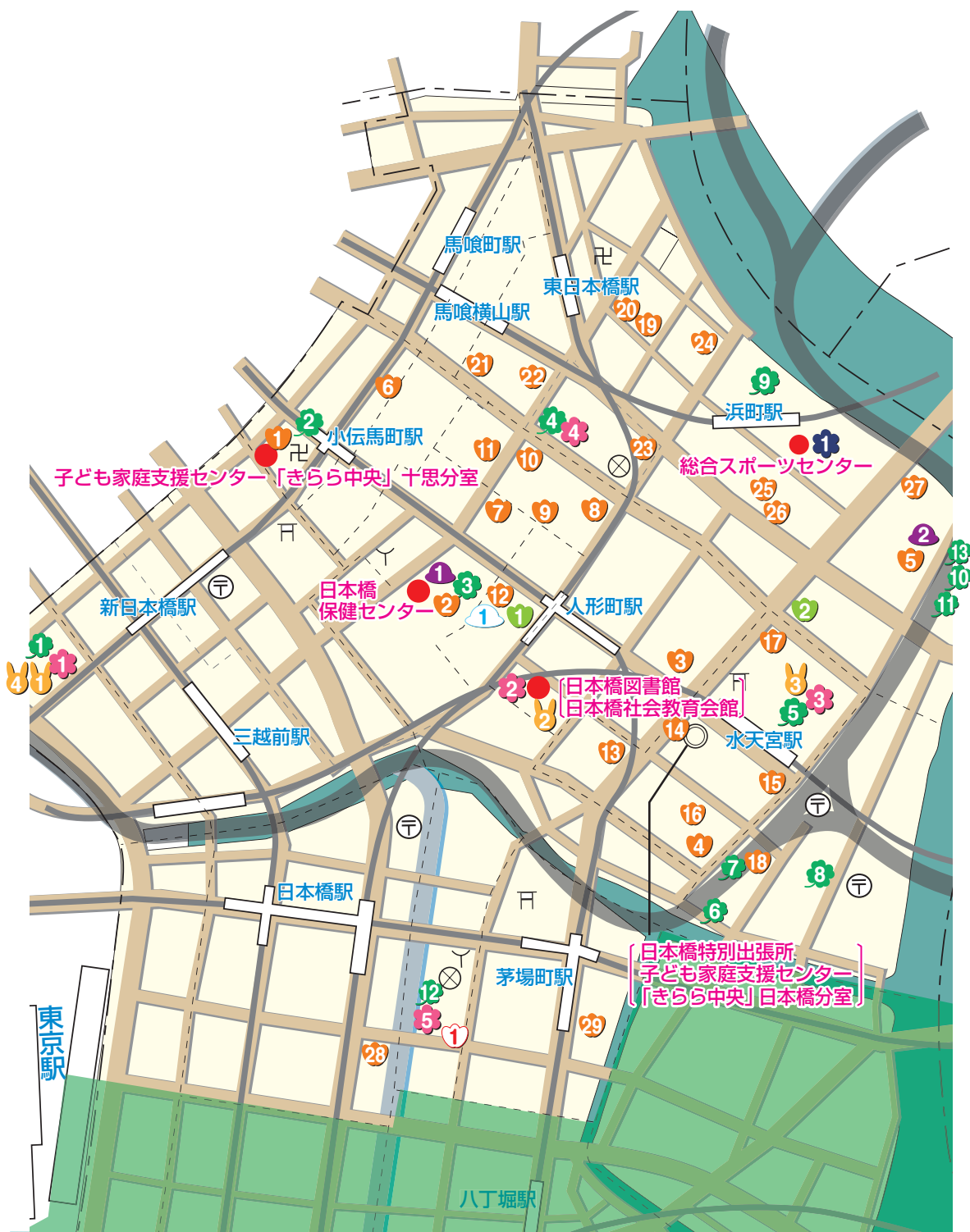
公園		
1 水谷橋公園	銀座1-12-6	
2 京橋公園	銀座1-25-2	
3 数寄屋橋公園	銀座4-1-2、銀座5-1-1	
4 桜川公園	入船1-1-1	
5 桜川屋上公園	湊1-1-2	
6 鉄砲洲児童公園	湊1-5-1	
7 明石児童公園	明石町6-5	
8 築地川公園	明石町10-2	
9 市場橋公園	築地4-15-2	
10 あかつき公園	築地7-19-1	
11 越前堀児童公園	新川1-12-1	
12 明石町河岸公園	明石町8先	
13 はとば公園	築地6-19-24	
14 新川公園	新川1-31-1	
15 湊公園	湊2-16-21	

庭園		
1 浜離宮恩賜庭園	浜離宮1-1	





# 施設ガイドマップ 日本橋地区



◎ 日本橋特別出張所		3666-4251
● 子ども家庭支援センター「きらら中央」日本橋分室	日本橋蛸殻町1-31-1	3666-4267
● 子ども家庭支援センター「きらら中央」十思分室	日本橋小伝馬町5-1	3665-6530
● 日本橋保健センター	日本橋堀留町1-1-1	3661-3515
● 日本橋図書館		3669-6207
● 日本橋社会教育会館	日本橋人形町1-1-17	3669-2102
● 総合スポーツセンター	日本橋浜町2-59-1	3666-1501

認可保育所		
1	十思保育園	日本橋小伝馬町5-1 十思スクエア3階 5651-3915
2	堀留町保育園	日本橋堀留町1-1-1 日本橋保健センター2階 5641-0125
3	人形町保育園	日本橋人形町2-14-5 3669-3450
4	日本橋保育園	日本橋蛸殻町1-1-2 3666-9584
5	浜町保育園	日本橋浜町3-37-1 3668-2353
6	にじいろ保育園 小伝馬町	日本橋小伝馬町13-7 銀泉日本橋小伝馬町ビル1~4階 3527-2484
7	ほっぺるランド 日本橋堀留町	日本橋堀留町2-8-4 日本橋コアビル1階 6661-7579
8	さくらさくみらい 人形町	日本橋富沢町2-6 6231-0597
9	まちのてらこや 保育園	日本橋富沢町4-1 ミズホビル1~2階 6661-2216
10	アイグラン保育園 日本橋	日本橋富沢町9-10 稲村ビル1階 6264-9465
11	かふう保育園 日本橋	日本橋富沢町10-18 日本橋富沢町スクエア2階 6661-7087
12	モニカ人形町園	日本橋人形町3-4-8 アイビーコート1~4階 6264-9244
13	グローバルキッズ かきから園	日本橋蛸殻町1-16-11 EDGE日本橋蛸殻町1~2階 3666-5411
14	アイグラン保育園 水天宮	日本橋蛸殻町1-29-9 ネオテック水天宮ビル1~2階 6264-9202
15	キッズラボ 水天宮前園	日本橋蛸殻町1-35-5 セイラン水天宮前1~2階 5643-8484
16	キッズラボ 水天宮前園分園	日本橋蛸殻町1-25-7 澤田ビル1階 5643-8484
17	THREE STAR NURSERY 蛸殻町園	日本橋蛸殻町2-15-5 水天宮CPビル1~4階 6661-7945
18	コピーリススクール はこざき	日本橋箱崎町17-9 箱崎升喜ビル1~2階 6661-7046
19	テンドーラビング 保育園東日本橋	東日本橋1-4-6 東日本橋一丁目ビル1~2階 5825-4324
20	ミアヘルサ保育園 ひびき東日本橋	東日本橋1-5-13 セイウ東日本橋ビル1~4階 5829-8581
21	ほっぺるランド 東日本橋	東日本橋3-3-3 Anelaビル1~3階 5962-3841
22	さくらさくみらい 東日本橋	東日本橋3-6-15 6661-9939
23	ナーサリールーム ベリーベアー日本橋	日本橋久松町9-4 5847-4067
24	AIAI NURSERY 日本橋浜町	日本橋浜町1-9-12 日本橋プラザビル2階 5829-5815
25	キッズハウス 浜町公園	日本橋浜町2-44-4 第17村上ビル1~2階 6264-9870
26	キッズハウス 浜町公園分園	日本橋浜町2-29-6 河合ビル1階 6264-9177
27	グローバルキッズ 浜町園	日本橋浜町3-40-3 パークホームズ日本橋 浜町ザレジデンス1~2階 6661-7287
28	EDO日本橋保育園	日本橋3-15-10 6262-5971
29	ほっぺるランド 茅場町	日本橋茅場町2-16-6 6810-7630

認定こども園		
1	阪本こども園	日本橋兜町15-18 6661-1176

認証保育所		
1	アスクパインガル 保育園人形町駅前	日本橋人形町3-4-14 FORECAST人形町PLACE2階 5649-8019
2	ニチイキッズ さわやか日本橋浜町保育園	日本橋浜町3-3-1 トルナーレ日本橋浜町2階 3249-7141

民設民営学童クラブ		
1	キッズクラブ・日本橋	日本橋人形町3-5-1 1F 6810-7511

児童館		
1	堀留町児童館	日本橋堀留町1-1-1 3661-8937
2	浜町児童館	日本橋浜町3-37-1 3669-3386

幼稚園		
1	常盤幼稚園	日本橋本石町4-4-26 休園中
2	日本橋幼稚園	日本橋人形町1-1-17 3668-2362
3	有馬幼稚園	日本橋蛸殻町2-10-23 3666-7998
4	久松幼稚園	日本橋本石町4-4-26 3277-9071

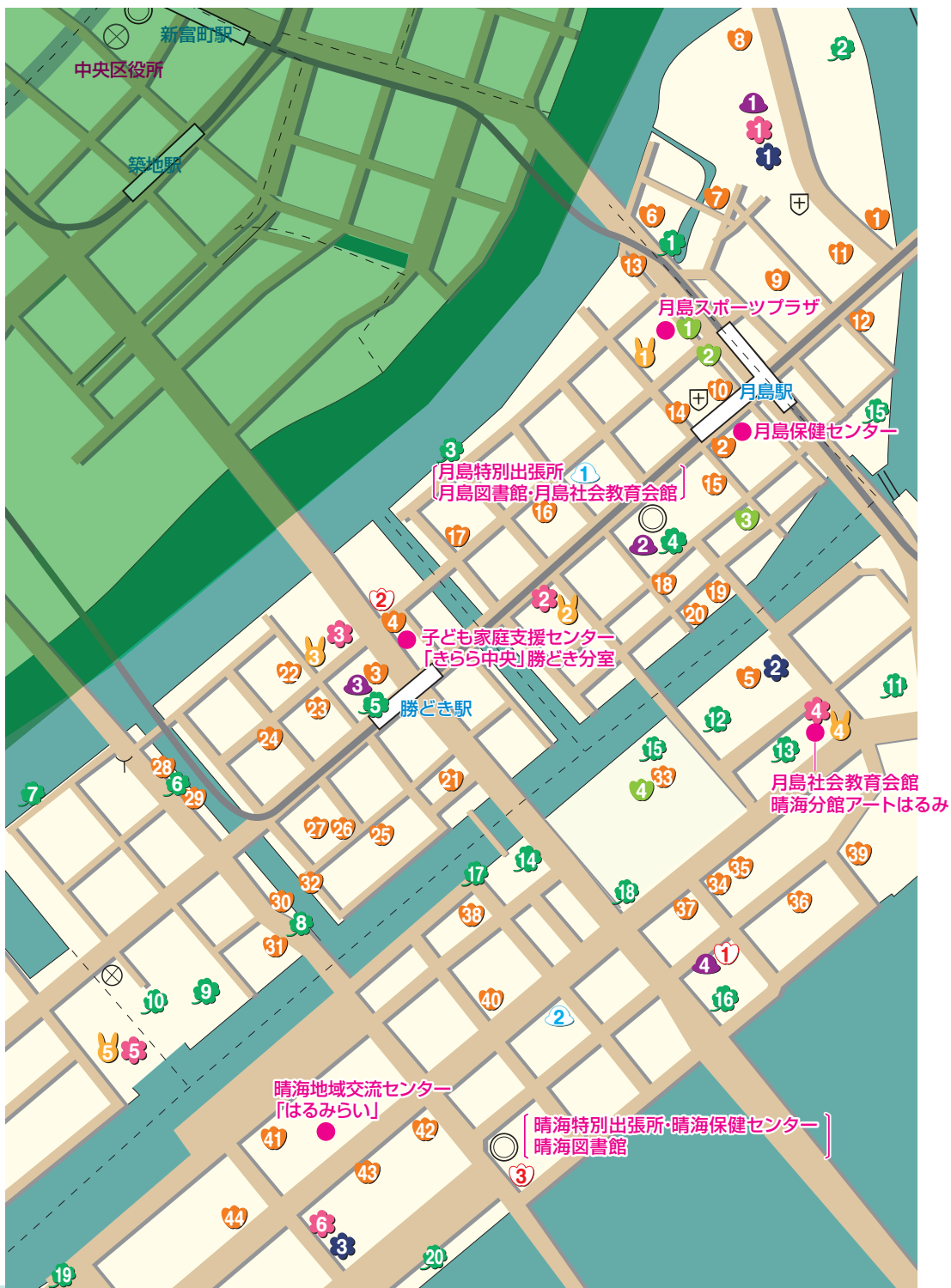
小学校		
1	常盤小学校 (プレディ常盤)	日本橋本石町4-4-26 3241-1910 (6665-0258)
2	日本橋小学校 (プレディプラス日本橋)	日本橋人形町1-1-17 3668-2361 (3668-2331)
3	有馬小学校 (プレディプラス有馬)	日本橋蛸殻町2-10-23 3666-5702 (3666-3960)
4	久松小学校 (プレディプラス久松)	日本橋久松町7-2 3661-6016 (3663-7045)
5	阪本小学校 (プレディ阪本)	日本橋兜町15-18 3666-0044 (6661-7547)

中学校		
1	日本橋中学校	日本橋浜町2-59-1 浜町公園内 ※改装中のため、一時移転中 3663-4411

公園		
1	常盤公園	日本橋本石町4-4-3
2	十思公園	日本橋小伝馬町5-2
3	堀留児童公園	日本橋堀留町1-1-16
4	久松児童公園	日本橋富沢町16-6
5	蛸殻町公園	日本橋蛸殻町2-10-6
6	箱崎川第一公園	日本橋箱崎町2-1
7	箱崎川第二公園	日本橋箱崎町3-1
8	箱崎公園	日本橋箱崎町18-18
9	浜町公園	日本橋浜町2-59-1
10	あやめ第二公園	日本橋中洲13-1
11	あやめ第一公園	日本橋中洲14-1
12	坂本町公園	日本橋兜町15-3
13	中洲公園	日本橋中洲13-13先



 施設ガイドマップ 月島地区



◎ 月島特別出張所		3531-1151
● 月島図書館	月島4-1-1	3532-4391
● 月島社会教育会館		3531-6367
● 月島保健センター	月島2-10-3	5560-0765
● 子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室	勝どき1-4-1	3534-2103
● 月島スポーツプラザ	月島1-9-2	3534-5883
● 月島社会教育会館晴海分館アートはるみ	晴海1-4-1	3531-9190
◎ 晴海特別出張所		3520-8096
● 晴海図書館	晴海4-8-1	5166-3131
● 晴海保健センター		6381-2972
● 晴海地域交流センター「はるみらい」	晴海5-2-3	3531-2743

認可保育所		
1	つくだ保育園	佃2-2-2 3531-3595
2	月島保育園	月島2-10-3 3531-6933
3	かちどき西保育園	勝どき1-8-1 勝どきビュウタワー3階 3534-7681
4	勝どき保育園	勝どき1-4-1 3531-5901
5	晴海保育園	晴海1-5-15 3533-1463
6	さくらさくみらい佃	佃1-4-8 5547-4139
7	さくらさくみらいつくだ大通り	佃1-10-7 コンフォール月島1~3階 5859-5139
8	ほっぺるランド佃	佃1-11-8 ビアウエストクエア ノースウイング2階・サウスウイング2階 3532-5230
9	インターナショナル保育所 まおむ月島駅前	佃2-10-9 ライオンズタワー月島1階 3520-8600
10	インターナショナル保育所 まおむ月島駅前分園	月島1-3-14 ドゥーエ月島1階 5166-7541
11	みちてる保育園	佃2-22-2 3531-8809
12	ほっぺるランド 相生橋つくだ	佃3-2-11 エムエー月島1~3階 3520-9301
13	ほっぺるランド佃大橋	月島1-1-13 プライム月島1・2階 5859-0571
14	太陽の子月島保育園	月島1-5-2 キャピタルゲートプレイス2階 5547-8343
15	インターナショナル アンジェリカ月島保育園	月島2-13-5 オルフェ月島ビル2・3階 6204-9344
16	クオリスキップ 月島保育園	月島3-16-1 アヴェルナー月島1~3階 6910-1417
17	月島雲母保育園	月島3-26-11 レジデンスシャルマン月島1階 6864-9810
18	さくらさくみらい 東仲通り	月島4-3-14 5534-9439
19	さくらさくみらい月の岬	月島4-4-11 3520-9833
20	月島聖ルカ保育園	月島4-5-8 3533-6231
21	勝どきちとせ保育園	勝どき2-16-3 3536-1233
22	まなびの森保育園 勝どき	勝どき3-3-7 ケンメディアビル2階 6220-8786
23	ほっぺるランド勝どき	勝どき3-4-4 5859-0450
24	ほっぺるランド 清澄通り勝どき	勝どき3-7-2 6910-1640
25	さくらさくみらい パークタワー勝どき	勝どき4-6-2 パークタワー勝どきミッド2階 6204-2039
26	さくらさくみらい勝どき	勝どき4-8-4 6910-1039
27	アスク勝どき保育園	勝どき4-8-14 3536-7402
28	ベネッセ勝どき保育園	勝どき5-1-17 勝どきザ・リバーフロント2階 3534-7661
29	ほっぺるランド 新島橋かちどき	勝どき5-2-15 EDGE 勝どき1・2階 6228-2250
30	インターナショナル勝どき えほん保育園	勝どき6-1-9 6204-2401
31	ニチキッズさわやか 勝どき6丁目保育園	勝どき6-3-1ザ・トーキョー タワーズシータワー 3階 3531-8854
32	ニチキッズさわやか 勝どき6丁目保育園分園	勝どき4-13-8 6219-6461
33	太陽の子晴海 トリトン保育園	晴海1-8-2 晴海トリトンスクエア展示棟3階 6228-2085
34	ピノキオ幼児舎 HARUMI保育園	晴海2-1-40 晴海プライムスクエア1階 3317-5113
35	ポピズナーサリースクール晴海	晴海2-1-40 晴海プライムスクエア2階 5547-8487
36	ポピズナーサリースクール晴海分園	晴海2-3-2 ザ・パークハウス晴海 タワーズディアレジデンス1階 6204-2384
37	さくらさくみらい晴海	晴海2-5-24 晴海センタービル1階 3520-9811
38	小学館アカデミー 晴海保育園	晴海3-6-8 スカイリンクタワー2階 5547-5717
39	小学館アカデミー 晴海保育園分園	晴海2-2-42 パークタワー晴海1階 5547-0127
40	アスク晴海3丁目保育園	晴海3-10-1Daiwa 晴海ビル1階 5547-8019
41	ポピズナーサリースクール ちらテラス HARUMI FLAG	晴海5-2-31 ちらテラスHARUMI FLAG3階 5534-9516
42	ポピズナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE(本園)	晴海5-3-2 HARUMI FLAG PORT VILLAGE B棟1階 6204-2027

43	ポピズナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE(分園)	晴海5-3-1 HARUMI FLAG PORT VILLAGE A棟1階	6228-2005
44	にじいろ保育園 HARUMI FLAG	晴海5-5-7	6431-9769

認定こども園			
1	晴海こども園	晴海2-4-31	3534-3551
2	小学館アカデミー 勝どきこども園	勝どき1-3-1 プリリアイストタワー勝どき2階	5547-8550
3	渋谷教育学園 晴海西こども園	晴海4-8-1	6204-2620

認証保育所			
1	マミーズエンジェル 月島保育園	月島1-2-13 ワイズビルディング1階	3534-8288
2	ちゃいれつく 月島駅前保育園	月島1-3-2 佃権月島ビルディング3階	5548-2308
3	さくらさくみらい月島	月島2-18-2	6225-0239
4	アスク晴海保育園	晴海1-8-16 晴海トリトン2階	5546-1325

民設民営学童クラブ			
1	ベネッセ 学童クラブ 月島	月島3-7-12 THE CITY月島2階	3532-6378
2	ベネッセ 学童クラブ 晴海	晴海4-6-5 3階	5859-0721

児童館			
1	佃児童館	佃1-11-1	3531-7811
2	月島児童館	月島4-1-1	3533-0885
3	勝どき児童館	勝どき1-8-1	3531-3250
4	晴海児童館	晴海2-4-31	3534-3021

幼稚園			
1	月島幼稚園	月島1-9-7	3531-1573
2	月島第一幼稚園	月島4-15-1	3532-2921
3	月島第二幼稚園	勝どき1-12-2	3532-2922
4	晴海幼稚園	晴海1-4-1	3532-2923
5	豊海幼稚園	豊海町3-1	3533-0725

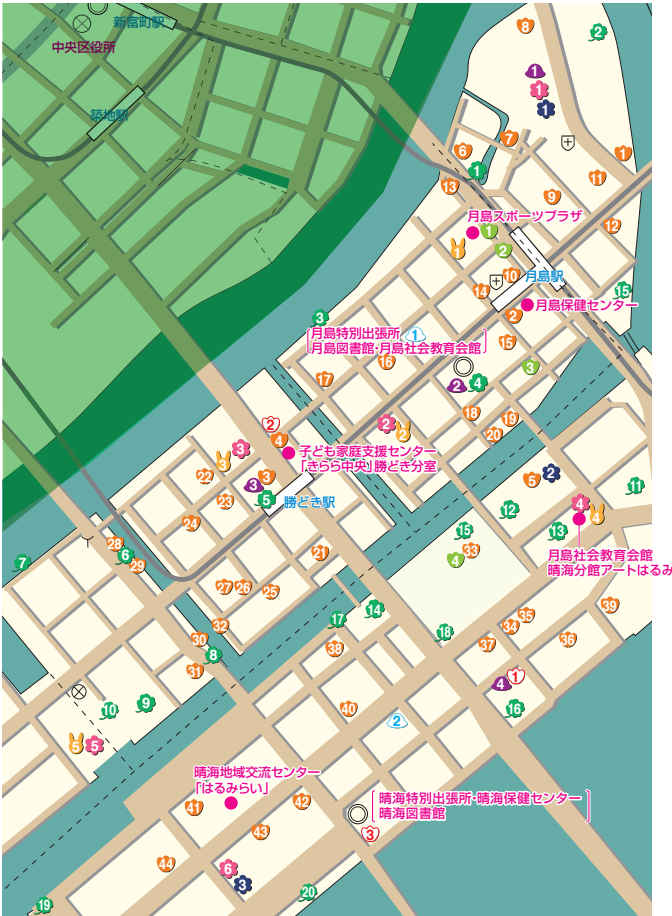
小学校			
1	佃小学校 (プレディプラス佃島)	佃2-3-1	3531-7208 (3536-7041)
2	月島第一小学校 (プレディプラス月一)	月島4-15-1	3531-7285 (3531-4746)
3	月島第二小学校 (プレディプラス月二)	勝どき1-12-2	3531-7268 (3531-1045)
4	月島第三小学校 (プレディプラス月三)	晴海1-4-1	3531-7225 (3531-7251)
5	豊海小学校 (プレディプラス豊海)	豊海町3-1	3534-1251 (3534-1300)
6	晴海西小学校 (プレディプラス晴海西)	晴海5-3-5	5560-1640 (3520-8552)

中学校			
1	佃中学校	佃2-3-2	3531-7214
2	晴海中学校	晴海1-5-3	3531-6308
3	晴海西中学校	晴海5-3-5	5560-1270





## 施設ガイドマップ 月島地区



### 公園

1 佃公園	佃1-11-4
2 石川島公園	佃2-1-5
3 わたし公園	月島3-24-11
4 月島第一児童公園	月島4-2-1
5 月島第二児童公園	勝どき1-9-8
6 勝どき五丁目親水公園	勝どき5-2-19先
7 勝どき見晴らし公園	勝どき5-7先
8 勝どき六丁目親水公園	勝どき6-2先
9 豊海児童公園	勝どき6-6-6
10 豊海運動公園	豊海町3-19
11 新月島公園	晴海1-3-29
12 晴海第二公園	晴海1-6-3
13 晴海第一公園	晴海1-7-3
14 黎明橋公園	晴海3-1-6
15 佃三丁目公園	佃3-11-4先
16 晴海臨海公園	晴海2-4-27
17 朝潮運河親水公園	晴海3-6-7先 (ほか)
18 晴海第三公園	晴海1-8-14
19 晴海ふ頭公園	晴海5-8
20 晴海緑道公園	晴海4-4, 晴海5-6



## 子どものふるさとをつくろう!

子どもにとって、みこしを担ぎ、山車を引いた楽しさや自分でつくった餅のおいしさは一生の思い出です。また、子どもの安全を守るために、防災訓練や夜警に参加することは大切なことです。

まちのイベントの多くは、町会・自治会が運営をしています。今後も安全で安心な、にぎわいのあるまちにしていくためには、あなたの力が必要です。興味のあるイベントへの参加やお手伝いから「子どものふるさとづくり」を始めてみませんか。

あなたのまちの町会・自治会の連絡先を紹介します。

### 町会・自治会についての問合せ先

京橋地域	区民部地域振興課	☎(3546)5337
日本橋地域	日本橋特別出張所	☎(3666)4251
月島地域		
(晴海地区を除く)	月島特別出張所	☎(3531)1151
(晴海地区)	晴海特別出張所	☎(3520)8096



中央区町会・自治会ネット  
X(旧Twitter)



「中央区ひととのつながりまちのいろ」  
(こんにちは町会です 特別号)

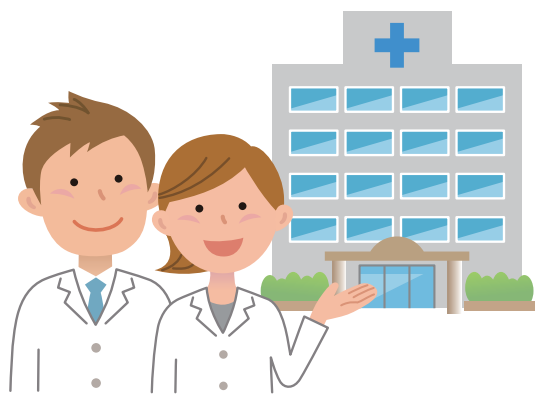
# お医者さん情報



## 病院・診療所・歯科診療所

診療日・診療時間については、事前に電話でご確認のうえご利用ください。

【病院・診療所・歯科診療所の紹介】





## 土曜・休日などの診療

### 休日夜間の医療機関案内(24時間年中無休)

#### 【東京消防庁救急相談センター】

救急の相談など

- 携帯・PHS・プッシュ回線 #7119
- ダイヤル回線 (3212)2323

【東京消防庁ホームページ】



#### 【東京都医療機関案内サービス「ひまわり」】

休日夜間など、開いている医療機関が分からないときに相談に応じます。

- 電話 (5272)0303
- FAX (5285)8080

【東京都ホームページ】



### 外国語による医療機関案内

#### TELEPHONE INFORMATION SERVICE ON MEDICAL INSTITUTIONS

In case you cannot find a hospital when you are ill or injured, please contact the telephone information service.

#### 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」

☎ 5285-8181

対応言語／英語、中国語、韓国語、タイ語、スペイン語  
相談日時／9:00～20:00

#### Tokyo Metropolitan Health and Medical Information Center (“HIMAWARI”)

Telephone ☎ 5285-8181

Languages=English,Chinese,Korean, Thai,Spanish  
Hours=9:00～20:00

#### 東京都医疗机构服务指南「Himawari」

电话号码 ☎ 5285-8181

对应语言／英语、中文、韩语、泰语、西班牙语  
对应时间／9:00～20:00

#### 도쿄도 의료기관 안내 서비스 「Himawari」

전화번호 ☎ 5285-8181

대응 언어／영어, 중국어, 한국어, 태국어, 스페인어  
대응 시간／9:00～20:00

【東京都ホームページ】



## 土曜・休日診療

診療科目	診療場所など	診療時間		担当医師会
内科 小児科	京橋休日応急診療所 銀座1-25-3 (京橋プラザ内) ☎(3561) 5171	休日	午前9時～午後5時	中央区医師会
	中央区休日応急診療所 佃2-17-8 ☎(3533) 3136	休日	午前9時～午後10時	
	日本橋休日応急診療所 日本橋久松町1-2 ☎(5640) 2570	休日	午前9時～午後10時	日本橋医師会
歯科	中央区休日応急歯科診療所 明石町12-1 (中央区保健所内) ☎(3541) 5420	休日	午前9時～午後5時	東京都中央区 京橋歯科医師会
	日本橋休日応急歯科診療所 日本橋久松町1-2 ☎(5640) 5256			お江戸日本橋歯科医師会
調剤	中央区休日応急薬局 佃2-17-8 ☎(3533) 5170	休日	午前9時～午後10時	京橋薬剤師会
	日本橋休日応急薬局 日本橋久松町1-2 ☎(5640) 9856	土曜	午後5時～午後10時	
			休日	午前9時～午後10時
	土曜	午後5時～午後10時		

- ※マイナ保険証または資格確認書と☎医療証(小学校就学前の方)、㊦医療証(小中学生の方)、㊧医療証(高校生等)を必ずお持ちください。
- ※受診の際はあらかじめ電話で症状を伝えてから来所してください。
- ※病状によってさらに専門、個別的な治療が必要と判断される場合には、他の専門医療機関をご案内することがあります。
- ※診療所・薬局によって決済サービスの対応状況が異なりますので、事前にご確認ください。



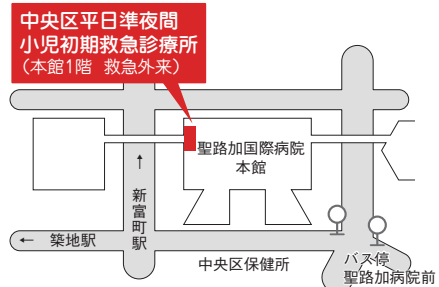
【休日応急診療所等】

## 平日準夜間の小児科診療

中央区では、お子さんが急な病気になった場合に備え、平日準夜間に、小児の初期救急診療を行っています。

診療科目：小児科(中学生まで/15歳以下)  
 診療日：月曜日～金曜日(祝日、年末年始は除く)  
 診療場所：中央区平日準夜間小児初期救急診療所  
 中央区明石町9-1  
 (聖路加国際病院本館1階 救急外来にて受付)  
 電話(3541)5151(代表)  
 受付時間：午後6時45分～午後9時45分  
 診療時間：午後7時～午後10時

【中央区平日準夜間小児初期救急診療所】



最寄りの交通機関  
 東京メトロ日比谷線築地駅3番出口徒歩7分  
 東京メトロ有楽線新富町駅6番出口徒歩10分

○土曜日、休日の初期救急診療は、各休日応急診療所まで



## こどもの症状 受診の目安ナビ

子どもを病院に連れていくかどうか判断を迷った際に、ケガの状況や病気の症状について回答するだけで、受診の目安を4段階でお知らせするWEBサービスです。

また、不安が残る場合には、看護師や小児科医に直接電話で相談もできます。

○対象者

区内在住の15歳以下の子どもの保護者

○利用の際の注意事項

区のホームページをご確認ください。



【こどもの症状 受診の目安ナビ】

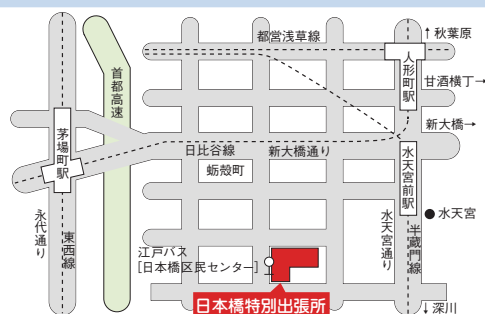
# 施設案内



## 中央区役所

中央区築地1-1-1  
☎ (3543) 0211

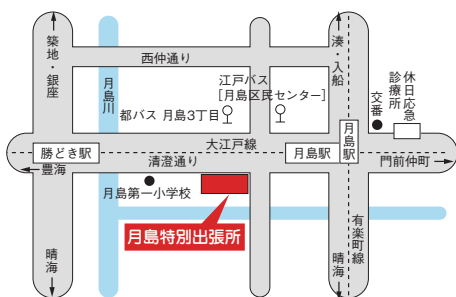
【東京メトロ有楽町線】新富町駅下車徒歩1分  
【東京メトロ日比谷線】築地駅下車徒歩5分  
【江戸バス】中央区役所バス停下車徒歩1分



## 日本橋特別出張所

中央区日本橋蛸殻町1-31-1  
☎ (3666) 4251

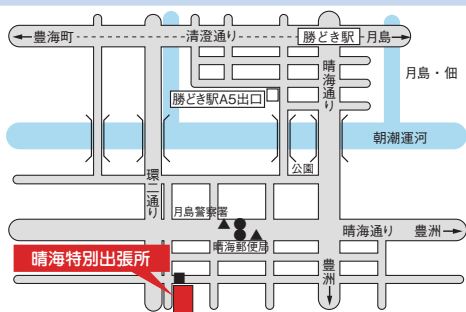
【東京メトロ半蔵門線】水天宮前駅下車徒歩2分  
【東京メトロ日比谷線】人形町駅下車徒歩5分  
【東京メトロ東西線】茅場町駅下車徒歩10分  
【都営浅草線】人形町駅下車徒歩7分  
【江戸バス】日本橋区民センターバス停下車徒歩1分



## 月島特別出張所

中央区月島4-1-1  
☎ (3531) 1151

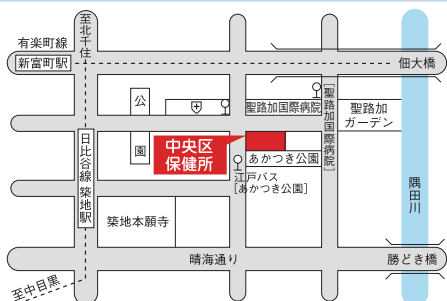
【東京メトロ有楽町線】月島駅下車徒歩1分  
【都営大江戸線】月島駅下車徒歩1分  
【江戸バス】月島区民センターバス停下車徒歩2分



## 晴海特別出張所

中央区晴海4-8-1  
☎ (3520) 8096

【都営大江戸線】勝どき駅下車(A5出口)徒歩12分  
【江戸バス】■晴海区民センターバス停下車徒歩1分  
【都営バス】●ホテルマリナーズコート東京前バス停下車徒歩5分  
【東京BRT】▲晴海中央バス停下車徒歩5分



## 中央区保健所

中央区明石町12-1  
☎ (3541) 5930

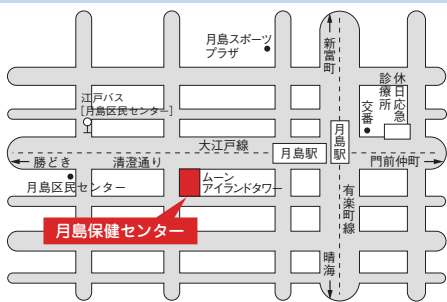
【東京メトロ日比谷線】築地駅下車3番出口徒歩7分  
【東京メトロ有楽町線】新富町駅下車6番出口徒歩10分  
【江戸バス】あかつき公園バス停下車徒歩1分



## 日本橋保健センター

中央区日本橋堀留町1-1-1  
☎ (3661) 3515・5071

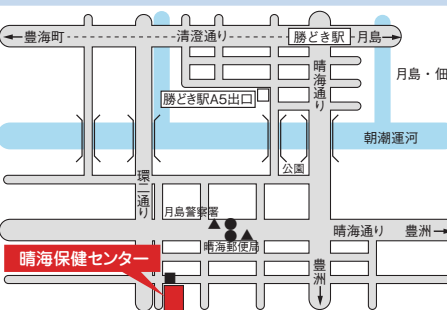
【東京メトロ銀座線】三越前駅下車徒歩6分  
【東京メトロ日比谷線】人形町駅下車または小伝馬町駅下車徒歩5分  
【都営浅草線】人形町駅下車徒歩5分  
【江戸バス】日本橋保健センターバス停下車徒歩1分



## 月島保健センター

中央区月島2-10-3  
☎ (5560) 0765

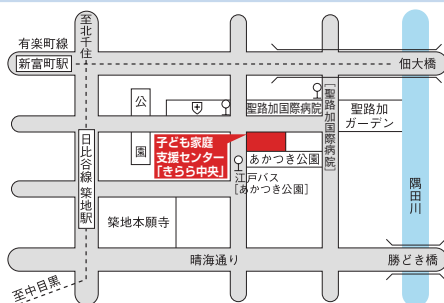
【東京メトロ有楽町線・都営大江戸線】月島駅下車9番出口徒歩1分  
【都営バス】月島駅前バス停下車徒歩5分  
【江戸バス】月島区民センターバス停下車徒歩3分



## 晴海保健センター

中央区晴海4-8-1  
☎ (6381) 2972

【都営大江戸線】勝どき駅下車(A5出口)徒歩12分  
【江戸バス】●晴海区民センターバス停下車徒歩1分  
【都営バス】●ホテルマリナーズコート東京前バス停下車徒歩5分  
【東京BRT】▲晴海中央バス停下車徒歩5分

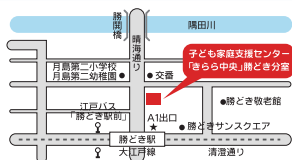


## 子ども家庭支援センター 「きらら中央」

中央区明石町12-1  
☎ (3542) 6321

【東京メトロ日比谷線】築地駅下車3番出口徒歩7分  
【東京メトロ有楽町線】新大塚駅下車6番出口徒歩10分  
【江戸バス】あかつき公園バス停下車徒歩1分

## 子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室



中央区勝どき1-4-1  
☎ (3534) 2103

【都営大江戸線】勝どき駅下車徒歩2分  
【江戸バス】勝どき駅前バス停下車徒歩3分

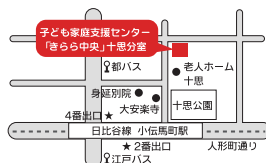
## 子ども家庭支援センター 「きらら中央」日本橋分室



中央区日本橋蛸殻町1-31-1  
日本橋区民センター2階  
☎ (3666) 4267

【江戸バス】日本橋区民センターバス停下車徒歩1分

## 子ども家庭支援センター 「きらら中央」十思分室



中央区日本橋小伝馬町5-1  
十思スクエア1階  
☎ (3665) 6530

【江戸バス】小伝馬町駅バス停下車徒歩3分



## 中央区社会福祉協議会

中央区八丁堀4-1-5  
☎ (3206) 0506

【都営浅草線】宝町駅下車徒歩3分  
【東京メトロ有楽町線】新大塚駅下車徒歩7分  
【東京メトロ日比谷線】八丁堀駅下車徒歩7分  
【江戸バス】新富区民館バス停下車徒歩4分

## 中央区オンライン 手続きポータル



各種申請・届出について、区役所の窓口に行かずに、インターネットを利用して、いつでも手続きができるよう取組を進めています。

## 混雑状況発信・当日 順番予約サービス



自宅や外出先などからパソコンやスマートフォンを使用して、窓口の混雑状況の確認と当日の順番待ちの予約ができます。

～各種申請～

### 児童手当



制度の概要 ▶▶▶

#### <認定請求(新規申請)>

- ◆お子さんが生まれた方、他の市区町村から転入された方、受給資格消滅後に再申請される方 など



#### <額改定認定請求(追加申請)>

- ◆児童手当を受給している方で新たにお子さんが生まれた方 など



#### <氏名変更/住所変更等の届出>

- ◆児童手当を受給している方で、配偶者や児童の住所や氏名を変更した方 など



#### <振込口座変更の届出>

- ◆児童手当を受給している方で振込先口座の変更をされる方 など

※受給者名義の口座に限り変更できます。



### 子ども医療費助成



制度の概要 ▶▶▶

#### <医療証の交付申請>

- ◆お子さんが生まれた方、他の市区町村から転入された方 など



#### <医療証の再交付申請>

- ◆医療証を紛失された方 など



#### <申請事項変更・消滅の届出>

- ◆住所や加入している健康保険が変更した方 など



### 出産支援祝品 (タクシー利用券)



制度の概要 ▶▶▶

#### <出産支援祝品支給の申請>

- ◆区内在住の妊娠中の方



### 新生児誕生祝品

(区内共通買物・食事券)



制度の概要 ▶▶▶

#### <新生児誕生祝品支給の申請>

- ◆お子様が生まれたご家庭で、出生日に保護者と新生児の住所が区内にある方



### 妊産婦用江戸バス 無料乗車券



制度の概要 ▶▶▶

#### <交付申請書>

- ◆区内在住の妊娠中の方
- ◆2歳到達月の末日までの子の保護者



### 申請に必要なもの

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーカードの読取ができるスマートフォン  
またはカードリーダー付きのパソコン
- ③ 電子証明書の暗証番号

#### 問合せ先

- 児童手当/子ども医療費助成/新生児誕生祝品/出産支援祝品  
福祉保健部子ども子育て支援課子育て給付係

☎03(3546) 5350・5351

- 妊産婦用江戸バス無料乗車券

中央区保健所健康推進課給付係

☎03(3541) 5930



オンライン申請



応援します！あなたの子育て



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



## 子育てガイドブック

令和8年3月 発行

刊行物登録番号  
7-093

編集・発行 中央区福祉保健部子ども子育て支援課  
中央区築地1-1-1  
TEL 03-3546-5444

中央区のホームページ <https://www.city.chuo.lg.jp>

印刷 株式会社白橋